

はじめに

1 教育ビジョン策定の趣旨・目的

今、わが国は、少子高齢化、国際化、情報化等の急速な進展や経済の成熟化に伴う人々の価値観の多様化などにより、社会構造の大きな転換期を迎えています。

教育を取り巻く環境も大きく変容してきており、青少年の規範意識や道徳心の低下、個人の自由や権利が過度に強調される社会的傾向、子どもが人や社会との関係の中で自分を磨く機会の減少等を背景に、いじめ、不登校、学級崩壊、凶悪な青少年犯罪の続発などの問題、家庭や地域社会の教育力の低下、児童生徒の基礎学力や体力の低下など憂慮すべき事態が発生しています。

このような諸課題への対応として、現在、国を中心に教育改革が進められており、中央教育審議会(1)などの専門機関において、多くの議論が重ねられています。とりわけ、平成18年12月に教育基本法が改正され、新しい時代の教育理念が示されたことにより、教育改革の取り組みが加速度的に進められています。

また、平成17年10月26日中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」においては、「市区町村や学校に対して思い切った分権改革を進め、地域の主体性と創意工夫により最適な教育が行われるようにする。」というめざすべき義務教育改革の基本的な方向性が示されました。この考えは、これからの地方公共団体における教育行政の基本理念として、教育基本法や教育関係法において「地域の実情に応じた教育の振興」として明文化されたところであり、石巻市としても学校の設置者として、また子どもたちに一番近い存在として、石巻市の実情に応じた独自の教育方針や基準を設定したうえで教育施策を策定して実施し、教育の振興に取り組んでいくことが求められています。

一方、石巻市は平成17年の市町合併により、沿岸部や山間部、都市部など多様な環境の学校を有することとなり、児童生徒数の減少等による教育課題が生じている状況にあって、それぞれの地域で育んできた文化や価値観などの特性をどのように教育に生かしていくか、その手だてを講じる必要があります。

そこで、石巻市教育委員会では、中・長期的な教育目標や施策展開の方向性を定め、これからの石巻市の教育の指針とするとともに、市民に対して石巻市の教育の未来像を提示し、市民とともに次代を担う子どもたちを育てていくため、「石巻市教育ビジョン」を策定するものです。

1 中央教育審議会…教育、学術、文化に関する基本的な重要施策について調査・審議する文部科学大臣の諮問機関。

2 教育ビジョンの対象範囲と位置づけ

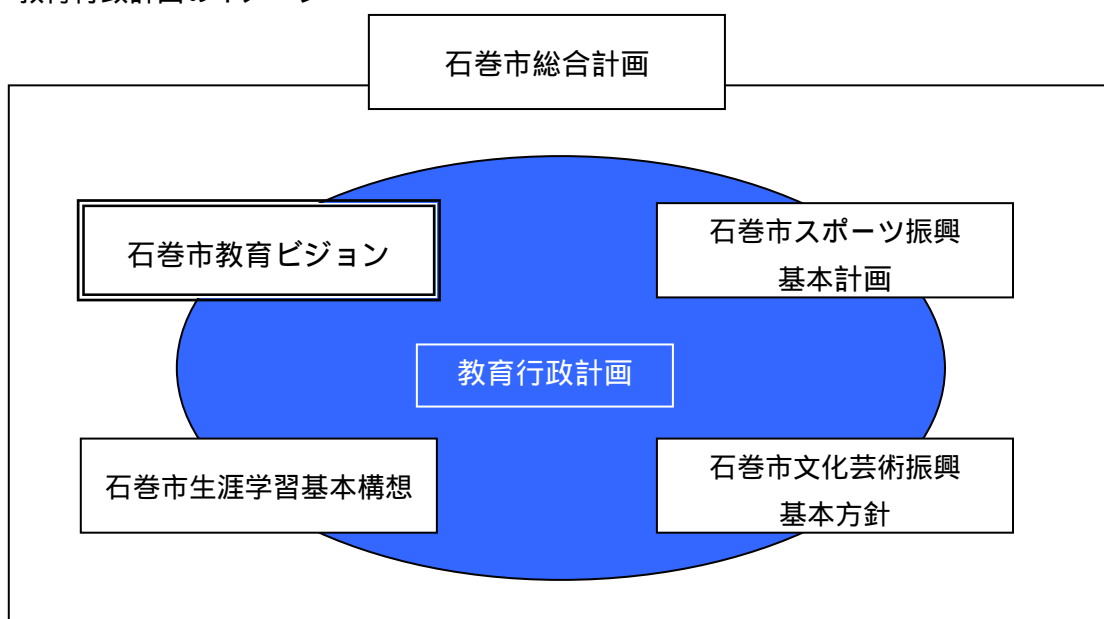
教育ビジョンは、学校教育に主眼を置き、石巻市の将来を担う子どもを育むために、これからの幼児教育、義務教育、高等学校教育などの教育行政において何をすべきかを明らかにするものとし、また、したがって、教育ビジョンの主たる対象範囲は、石巻市立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校のほか、幼児教育の視点から市立保育所を含めたものとし、

石巻市教育委員会が取り組む学校教育以外の教育施策については、平成18年度から平成19年度にかけて策定した「石巻市生涯学習基本構想」、「石巻市スポーツ振興基本計画」及び「石巻市文化芸術振興基本方針」において基本的な考えを明らかにしています。したがって、石巻市の教育の総合的な推進については、当面の間、教育行政計画として、これらに教育ビジョンを加えた教育関係基本4計画を相互に補完させて取り組んでいくものとし、教育基本法第17条に規定された「教育振興基本計画」に代わるものとして位置づけ、また、なお、教育関係基本4計画を統合化した「教育振興基本計画」の策定については、今後の国・県の計画策定の動向や本4計画の進捗状況等を見て、適切な時期に判断するものとし、

また、教育ビジョンは、石巻市総合計画の部門別計画として位置づけ、これと整合性を図りながら施策を展開することとし、また、具体的には、石巻市総合計画基本計画第2章「個性と創造性豊かな未来の担い手を育むまち」第1節「生きる力」を持つ子どもたちを育成する」に関連性を持たせた内容とし、

なお、「石巻市次世代育成支援行動計画」など市長部局が策定する個別諸計画やそれに伴う施策の実施については、個別に調整し連携を図ります。

教育行政計画のイメージ

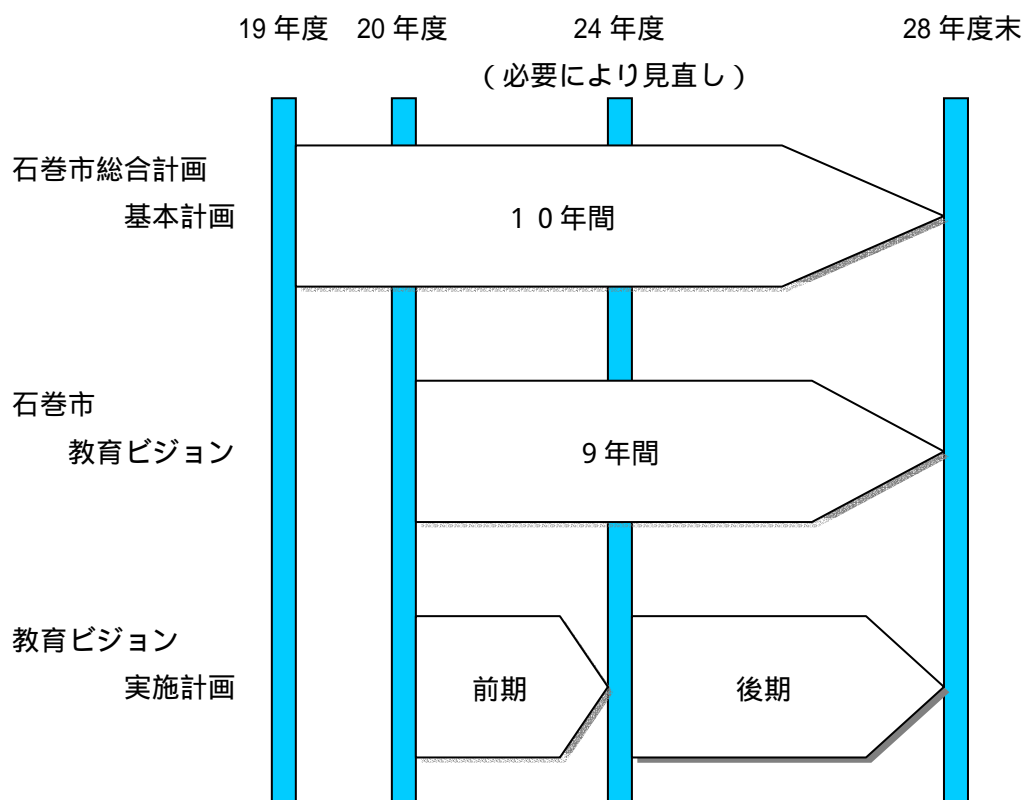


3 教育ビジョンの構成と計画期間

教育ビジョンの構成は、総論と各論の2部構成とし、総論では石巻市のめざす学校教育の姿、施策目標及び基本施策を掲げて基本的な考え方と施策の方向を明らかにし、各論では施策目標を達成するための具体的な施策を掲げて、その現状と課題を取り上げた上で、今後の取り組み方を示しています。

また、その計画期間は、石巻市総合計画基本計画の計画期間との整合性を考慮し、平成20年度から平成28年度までの9年間とします。

なお、個別施策の目標値や実施時期等については、「石巻市教育ビジョン実施計画」を定めて示します。実施計画は、平成20年度から平成23年度までの4年間で前期計画と平成24年度から平成28年度までの5年間で後期計画に分け、石巻市総合計画実施計画との整合性を図りながら施策を推進します。



4 教育ビジョンの進行管理

教育ビジョンに掲げる施策の着実かつ実効的な推進を図るため、毎年度、教育委員会が施策の実施状況の点検と評価を行い、必要に応じて施策の改善や見直しを行います。また、教育ビジョンの点検及び評価を行うに当たっては、客観性を確保するための手法を取り入れるとともに、その結果について公表します。

第1部 総論

1 石巻市のめざす学校教育

(1) 学校教育の理念

少子高齢化、技術革新や高度情報化、国際化、産業構造の変化、地域間競争等により、現代社会は、めまぐるしい速度で変化し続けており、先行きが不透明で将来が展望しにくい時代にあります。

しかし、どのような時代であっても、教育の目的は、個人として自立し、幸福で充実した生涯を送ることができ、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な人間を育成することであると考えます。

石巻市がめざす学校教育の本質は、この「人づくり」です。また、子どもたちは、将来の石巻市を担う市民共有の財産であり、学校の教員のみならず、家庭、地域住民や企業の皆さんをはじめ多くの人との関わりの中で成長し、自我を確立してほしいと考えます。

そこで、いつの時代でも変わることのない石巻市の学校教育の理念を定め、すべての市民の皆さんと共有します。

学 校 教 育 の 理 念

『どのような時代にも柔軟に対応できる人づくり』

石巻市教育委員会は、この理念に基づき、石巻市で育った子どもたちが、やがて、かけがえのない価値を持つ「人財」として、ある者は地域で活躍し、またある者は全国そして世界へと巣立って行くよう、子どもたちの個性、能力そして可能性を大きく伸ばす学校教育の充実に取り組みます。

(2) 学校教育の基本目標

人間は、誰もがよりよく生きたいという欲求を持っています。それは子どもであっても同様であり、その一人一人が、人間としてよりよく生きていくために新しいものを生み出したいという欲求を持った価値ある存在です。本来、子どもは、様々な可能性を内に秘め、「学ぶ喜び」を求めているはずであると考えます。

そこで、子どもに「学ぶ喜び」を実感させて学習意欲を喚起し、新しいものを生み出していく創造力を育てるとともに、「生きる力」となる「主体的に社会の変化に対応し、自ら考えて判断し行動する能力」、「豊かな人間性」、「たくましく生きるための健康や体力」を持つ未来の担い手を育成していくことをめざし、この基本目標を掲げます。

学校教育の基本目標

豊かな個性と創造性、「生きる力」を持つ
未来の担い手を育む学校教育

子どもは、一人一人がかけがえのない価値をもつ人間そのものです。

石巻市教育委員会は、子どものもつ独自性と一人一人の個性を尊重し、子どもにとって今、一番大切なこと、一番必要なことは何かを常に追求し、それぞれの発達段階や教育課程に応じた学びの中で子どもの望ましい成長をめざします。

(3) めざす子ども

「めざす子ども」の姿を次のとおり掲げます。

志とやさしさをもつ子ども

夢をもち、その実現に向けて自らを高めようとする志をもつ子ども

辛抱する力や困難を乗り越える力、失敗を恐れない勇気をもち、新しいことに挑戦する子ども

自分や家族、友人を大切にし、感謝と思いやりの気持ちをもって、人の喜びや悲しみを分かち合える子ども

郷土の自然・文化・歴史を愛し継承する子ども

健康で、元気な笑顔があふれる子ども

(4) めざす学校

「めざす学校」の姿を次のとおり掲げます。

地域との関わりを大切にする学校、 挑戦する学校

子どもを一人の人間として尊重し、子どもの最善の学びを追求する学校

地域社会・家庭との連携が活発に行われ、保護者や教職員が主体的・意欲的に学校づくりに参画する学校

校長のリーダーシップと教職員のチームワークで新しい課題に挑戦していく学校

教員一人一人がその使命を自覚し、かつ誇りをもち、自分の能力や豊かな人間性の向上に積極的に努める学校

2 施策目標と基本施策

石巻市のめざす学校教育を実現するため、次の4つの施策目標と16の基本施策を掲げます。

施策目標 1 時代の変化に対応した教育行政を推進するために

- | | |
|--------|----------------------------|
| 基本施策 1 | 市民に開かれた教育委員会、分かりやすい教育行政の実現 |
| 基本施策 2 | 地域社会との関わりを大切にした学校づくり |
| 基本施策 3 | 創意工夫のある学校運営の推進 |

施策目標 2 児童生徒の豊かな心と体、確かな学力を育むために

- | | |
|--------|------------------------------------|
| 基本施策 1 | 少人数指導により、基礎学力の確実な定着と学ぶ意欲を育む授業づくり |
| 基本施策 2 | 人との関わりを大切にした人権教育・道徳教育と児童生徒の心のケアの充実 |
| 基本施策 3 | 児童生徒の基礎体力の向上と健康管理・保健衛生の指導の充実 |
| 基本施策 4 | 学校における食育の推進 |
| 基本施策 5 | 一人一人を大切にした特別支援教育の充実 |
| 基本施策 6 | 幼児教育の質の向上と幼保一体化の推進 |

施策目標 3 充実した教育を行える環境をつくるために

- | | |
|--------|-------------------------|
| 基本施策 1 | 児童生徒が安全に安心して過ごせる環境づくり |
| 基本施策 2 | 児童生徒が充実した学習ができる良好な環境づくり |
| 基本施策 3 | 教員が児童生徒に向き合える十分な時間の確保 |
| 基本施策 4 | 豊かな人間性と高い実践的指導力を持つ教員の育成 |
| 基本施策 5 | 小・中学校の適正規模と適正配置の実現 |

施策目標 4 魅力ある高等学校教育を推進するために

- | | |
|--------|----------------|
| 基本施策 1 | 魅力ある市立高等学校づくり |
| 基本施策 2 | 市立高等学校の将来像の具現化 |

3 施策の基本的な考え方と方向

4つの施策目標を達成するための施策の基本的な考え方と方向について、次のとおり掲げます。

施策目標 1

時代の変化に対応した教育行政を推進するために

(1) 基本的な考え方

石巻市教育委員会は、学校や子どもたちに一番近い存在として、自らが時代の流れを読み、社会の変化に対応した施策を展開し、学校、保護者、市民とともに石巻市の学校教育の質の向上をめざします。

(2) 施策の方向

基本施策 1

『市民に開かれた教育委員会、分かりやすい教育行政の実現』をめざします。

石巻市の教育行政は、教育委員会(1)において教育行政の基本方針や教育施策を決定し、これに基づき、教育長を中心に事務局が事務を執行し、学校や教育施設が実践に取り組んでいます。しかし、教育委員会の活動の様子や教育行政の仕組みが十分に市民や保護者に伝わっていないとの指摘があります。

そこで、積極的に教育情報(2)を公開して市民の声や地域の課題を教育行政に反映させる仕組みをつくり、開かれた教育委員会として、市民に見える活動と市民に分かりやすい教育行政の実現をめざします。

さらには、教育施策の執行状況について点検・評価等を行い、適正な教育行政

1 教育委員会...教育行政の中立、安定性を確保することを目的として、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、市長から独立して設置された合議制の執行機関。教育委員は、教育長のほか、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者と保護者のうちから市長が任命する。石巻市教育委員会は、5名の委員で構成。

2 教育情報...教育委員会の活動の様子、教育行政の仕組み、教育施策の取組状況など教育行政の運営に関する情報

の運営に取り組むとともに、機能的で効率的な教育行政組織体制の構築に取り組めます。

基本施策 2

『地域社会との関わりを大切にした学校づくり』に取り組めます。

学校は、地域の象徴として地域の人たちから大切にされ、地域と多くの関わりを持ってきました。このことは、これからも学校づくりの基本となります。

そこで、学校の運営や教育活動に家庭、地域住民、地域団体、企業等の地域の人たちの知恵の活用や支援を一層求めて、それぞれの地域の特性を生かした学校づくりに取り組めます。

さらには、地域にある幼稚園や保育所、小・中・高等学校において、教職員、児童生徒が交流を行い、連携して相互の教育の質の向上に取り組めます。

基本施策 3

『創意工夫のある学校運営の推進』に取り組めます。

現在、学校では、国の教育改革の進展に伴う新たな教育課題や、いじめ、不登校への対応など、複雑・多様化する社会的な要請により業務が増大する傾向にあります。

そこで、これらのことに継続して適切に対応できる学校をつくるため、学校・教職員による創意工夫のある学校運営の推進と教育委員会による学校支援の仕組みづくりに取り組めます。

(1) 基本的な考え方

石巻市教育委員会は、児童生徒の「基礎学力」の定着を重視します。さらに、基礎学力を土台として、様々な状況にも柔軟に対応できる能力やたくましさを身に付けさせます。そして、人との関わりを大切にする「心」の教育もまた重視します。これらの「力」や「心」は、幼児教育で芽生え、学校教育でその幹が培われるように、教職員と一体となって取り組みます。

さらには、子どもが生涯にわたりたくましく生きていくために、基礎体力の向上、健康管理・保健衛生の指導と食育の充実を通し、健全な心身の育成に取り組みます。

(2) 施策の方向

基本施策 1

『少人数指導により、基礎学力の確実な定着と学ぶ意欲を育む授業づくり』に取り組みます。

どのような時代にも対応できる人間として、主体的に社会の変化に対応し、自ら考えて判断し行動する「生きる力」を持った人を育成するため、そのベースとなる基礎学力の向上を重視します。

そこで、少人数指導により、まず発達段階に応じて児童生徒一人一人に基礎・基本をしっかり身に付けさせるとともに、次に学ぶ楽しさや学ぶ大切さ、わかる喜びを通して児童生徒一人一人の学ぶ意欲や自ら考える力を育て、児童生徒の「生きる力」を培います。

また、充実した指導ができるように、教員を支える人的配置の強化に努めます。

基本施策 2

『人との関わりを大切にした人権教育・道徳教育と児童生徒の心のケアの充実』を図ります。

いじめや暴力、生活習慣の乱れなど、児童生徒のすべての問題行動の根底にあるものは、規範意識と共生の気持ちの低下です。

そこで、これからは、人との関わりを大切にするという視点から、児童生徒の心に訴える人権教育・道徳教育の充実を図り、豊かな人間性を育み、児童生徒の

「生きる力」を培います。

また、親も含めたすべての児童生徒が悩みを気軽に相談できる体制の整備に取り組みます。

基本施策 3

『児童生徒の基礎体力の向上と健康管理・保健衛生の指導の充実』に取り組みます。

子どもが生涯にわたりたくましく生きていくためには、健全な心身の育成が不可欠です。基礎体力の向上、健康管理・保健衛生の指導の充実を図るとともに、基本施策 4 に掲げる食育の充実を図り、児童生徒の「生きる力」を培います。

近年の児童生徒の体力の低下の大きな要因として、小学生の遊びの中で体を動かす機会の激減が挙げられます。また、スポーツ活動についてもスポーツ少年団等の学校外活動に大きく依存していることから、学校教育の中での体力の向上には限界があります。

そこで、学校教育における児童生徒の体力の向上については、基礎体力の向上を意図した取り組みの充実・強化を図ります。さらには、小学生が放課後身近で安全に遊べる場所として学校施設を活用する仕組みづくりに取り組みます。

また、生活習慣や食生活の乱れなどにより、児童生徒の肥満の増加や生活習慣病の低年齢化が深刻な問題となってきています。さらには、例年、インフルエンザ等による学校内の集団感染が発生しています。

そこで、生活習慣病や集団感染症の予防指導の強化など、健康管理・保健衛生の指導の充実を図ります。

基本施策 4

『学校における食育の推進』を図ります。

健全な食生活は、成長期にある子どもにとって、健康な心身を育むために欠かせないものであり、将来の食習慣の形成に大きな影響を及ぼすもので、極めて重要です。

そこで、幼稚園・保育所、学校が家庭と連携し、望ましい食生活や食習慣を身に付けさせ、健やかに生きるための基礎を培う食育の推進に取り組みます。

また、石巻市は、農畜産物、水産物などの食材に恵まれたまちで、多くの関連企業と産業従事者を擁しています。その恵まれた「生きた教材」である食を通して、地域の特色や食文化の継承、自然の恵み、勤労の大切さなどの理解を深める

指導の充実を図ります。

学校給食においても、児童生徒に安全な栄養バランスに配慮した食事を提供するだけでなく、地場産品の活用の推進と産業従事者や企業の知識の活用などによる食育の充実を図ります。

また、学校給食センターの適正な施設管理と衛生対策の強化を図ります。

基本施策 5

『一人一人を大切にした特別支援教育の充実』を図ります。

ノーマライゼーション(1)の理念のもと、障害のある児童生徒も地域の小・中学校で共に学ぶことが望まれています。特に、近年、LD(学習障害)(2)やADHD(注意欠陥多動性障害)(3)等の発達障害(4)を有する児童生徒に対する学習活動上の十分な支援が必要です。

そこで、このような発達障害のある児童生徒の適切なケアを行いつつ、学級に在籍する子どもたちの学習が円滑に行われるよう、必要と認められる学級への特別支援教育支援員(5)の配置の拡充など学習支援体制の強化と特別支援教育(6)の推進に取り組みます。

さらには、軽度な発達障害のある幼児についても、幼稚園や保育所において適切な支援を行うための条件整備に取り組みます。

-
- 1 ノーマライゼーション...障害者を排除するのではなく、障害があっても健常者と同じように当たり前で生活できる社会こそが普通の社会であるという考え方。
 - 2 LD(学習障害)...全般的な知能の発達には遅れはないが、聞く、話す、読む、計算する、推論するなどの特定の能力の習得に著しい困難さを示す様々な障害。
 - 3 ADHD(注意欠陥多動性障害)...年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で社会的な活動や学業の機能に支障を来たすもの。
 - 4 発達障害...身体や言葉、知能等の発達が遅れる障害を指す概念。適切な療育により発達を促すことができる。
 - 5 特別支援教育支援員...通常学級に在籍し、教育上配慮が必要な障害のある児童生徒に対して、学習活動上の支援を行うために配置する職員。
 - 6 特別支援教育...これまでの特殊教育をさらに進めて、障害のある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに対応した教育。

基本施策 6

『幼児教育の質の向上と幼保一体化の推進』に取り組みます。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、幼稚園、保育所の別に関わらず、幼児教育の専門機関として小学校就学前の子どもに対する必要な教育が等しく行われることが望まれます。

また、市立幼稚園は、年々園児数の減少が進み、一部では適切な集団教育や教育活動の確保に支障が生じてきている一方で、市立保育所では待機児童が生じており、その解消を図るためにも、これからの幼児教育施設のあり方を明らかにする必要があります。

そこで、市立幼稚園・保育所と小学校の連携や幼児教育の質の向上、市立の幼児教育施設の具体的な配置形態などのこれからの幼児教育の振興策について、平成20年度に「幼児教育振興プログラム」として取りまとめ、計画的に取り組んでいきます。

また、市立の幼児教育施設は、将来的には認定こども園(1)を含めた幼保一体化施設と単独保育所とし、教員、保育士の負担や勤務体制などに配慮しつつ、幼保一体化施設への移行を推進するとともに、施設の民営化や廃止の検討を加えて全体像を明らかにします。

なお、私立の幼児教育施設に対しては、必要な支援を継続して行っています。

1 認定こども園制度...保護者の就労の有無にかかわらず就学前の子どもの教育・保育を一体的に行うため、従来の幼稚園・保育所の制度を維持しながら、互いにその機能を補完させる新たな枠組み。

(1) 基本的な考え方

石巻市教育委員会は、児童生徒が安全に安心して学習に専念し、楽しく学校生活を過ごせるように、学習環境の物的・質的両面の向上をめざします。

さらには、学校教育の専門集団、専門家として、学校、教職員が誇りと信念を持って教育活動を行える体制づくりや教員の育成などに取り組むとともに、教員が児童生徒と向き合える十分な時間を確保できる教育環境の実現をめざします。

また、一層の教育効果の確保と効率的な教育行政の推進を図るため、小・中学校の適正規模と適正配置の実現をめざします。

(2) 施策の方向

基本施策 1

『児童生徒が安全に安心して過ごせる環境づくり』に取り組みます。

近年、不審者が通学途中に出没したり学校施設内に侵入したりする事件が全国的に発生しています。また、「宮城県沖地震」が近い将来高い確率で発生するとされており、これらに対する適切な学校の安全対策が必要です。

そこで、これらの事件や災害発生時の様々な状況を想定し、児童生徒が安全に安心して学校生活を過ごせるように学校の組織整備、備品等の配備に取り組むとともに、学校施設の耐震化を促進します。

また、通学路の安全対策の強化や遠距離通学の安全確保の継続実施に取り組みます。

基本施策 2

『児童生徒が充実した学習ができる良好な環境づくり』に取り組みます。

石巻市では、昭和30年代～昭和50年代に建てられた学校が多数存在しており、その施設・設備の老朽化が進んでいます。

また、教育用コンピュータや学校図書、理科備品等の教材については、技術の進歩や老朽化に応じた更新が必要です。

そこで、児童生徒が良好な環境のもとで学習できるように、学校施設・設備の適正な保全管理と老朽化した施設・設備の計画的な整備に取り組むとともに、必

要な予算の確保に努めて備品や教材の配備の充実を図ります。

また、経済的に支援が必要な児童生徒に対する就学援助の充実に努めます。

基本施策 3

『教員が児童生徒に向き合える十分な時間の確保』に努めます。

学校業務の増大傾向により、事務処理などの教員の負担が多くなってきており、教員本来の教育活動にも大きな影響を与えています。教員は、授業でもっとも力を発揮すべきであり、さらには、授業以外の学校生活においても児童生徒とのコミュニケーションが十分に図られていることが望まれます。

そこで、学校業務の合理化、適正化を図るほか、人的配置の充実や地域の支援により、教員が本来の教育活動に専念し、児童生徒と向き合える十分な時間を確保できる環境づくりに取り組みます。

基本施策 4

『豊かな人間性と高い実践的指導力を持つ教員の育成』に取り組みます。

学校では、多くの教員の努力や研鑽により、よりよい授業づくりや教育活動の実践が日々行われています。

しかし、先行きが不透明で将来が展望しにくい現代社会において、どのような時代にも対応できる人間を育てるためには、より高い能力を持つ教員を育成していくことが必要です。

そこで、教員個人や学校の研究成果、教育情報等を教育財産として共有化して活用するとともに、得意分野を持つ教員を人的資源として活用することができる仕組みづくりのほか、学校の授業力向上、若い教員の育成や教員の学び合いのための校内研究や研修の実施と教員自らが課題を持って研究・研修に取り組むための体制づくりなどにより、豊かな人間性と高い実践的指導力を持つ教員の育成に取り組みます。

基本施策 5

『小・中学校の適正規模と適正配置の実現』に取り組みます。

石巻市の小・中学校は、市町合併により、市の周辺部を中心に全学年1学級や複式学級の小規模校が多数存在することとなり、都市部との教育環境に大きな差が生じています。

小規模校では、限られた友人による人間関係となることや切磋琢磨する機会が少ないこと、適切な学校運営が難しくなるなどのデメリットが挙げられていますが、一方、統廃合によって、これまで学校が地域において果たしてきたコミュニティを形成する機能が低下し、地域が寂れてしまうことへの懸念も生じます。

どの地域でも均等な義務教育を受けることができることは、望ましいことですが、学校の適正規模、適正配置の議論に当たっては、これらのことを十分に考慮する必要があります。

そこで、石巻市の小・中学校規模の基準を設定したうえで、適正な学校配置に取り組めます。ただし、旧町単位には少なくとも一つの小・中学校を残すこととし、基準を機械的に適用するのではなく、通学の安全性や利便性を考慮するとともに、地域コミュニティにおける学校の意義付けを地域住民と十分に議論し、地域の意見と基準とのバランスをとって解決をめざします。

(1) 基本的な考え方

石巻市教育委員会は、生徒にとって魅力ある市立高等学校をめざし、すべての生徒が、在学中に社会の一員としての素養を身に付け、将来の目標が明確に持てる学校づくりに取り組みます。

また、少子化による生徒の激減等に伴い、平成15年6月に策定した「石巻市立高等学校の再編に向けた取組みの基本方針」を再度精査し、あらためて市立高等学校の将来構想を策定することにより、市立高等学校の将来像を具現化します。

(2) 施策の方向

基本施策 1

『魅力ある市立高等学校づくり』に取り組みます。

石巻市は、普通高校と職業高校の2つの市立高等学校を有しており、様々な能力、適性、興味・関心、進路意識等を持った生徒が入学してきていますが、急速に進む社会情勢の変化により、自己の将来に見通しを持ちにくい状況になっています。

そこで、弾力的な教育システムの導入や地域社会、大学等の教育力の活用、進路指導の充実を図り、すべての生徒が、在学中に社会の一員としての素養を身に付け、将来の目標を明確に持つことができるよう、生徒にとって魅力ある高校づくりに取り組みます。

基本施策 2

『市立高等学校の将来像の具現化』に取り組みます。

石巻市教育委員会は、平成15年6月に市立高等学校の将来構想として「石巻市立高等学校の再編に向けた取組みの基本方針」(1)を策定し、次の3つの基本的な考え方を打ち出しました。

1 「石巻市立高等学校の再編に向けた取組みの基本方針」...時代の要請に対応した市立高等学校の望ましい将来像の基本的な考え方として、平成15年6月に石巻市教育委員会が策定したもの。

- 1 平成22年に2校閉校し、男女共学のもとに新たな1校を設置すること。
- 2 学級数及び入学定員は、概ね6クラス、入学定員240人規模とすること。
- 3 具体的な整備については、用地、財政負担等短期間での解決が困難な課題が多い状況であり、当分の間は、現校舎・校地を有効活用する形での渡波・日和が丘の1校2キャンパス制(1)による教育活動を続けながら、平成30年度を目標に、現有校地の売却も視野に、新たな校地を求め、新キャンパスの建設をめざすこと。

この基本方針は、多くの年月と議論を経て取りまとめられたものであり、それを無視することはできません。

しかし、少子化や地方自治体の財政難が時代のすう勢となっている現状においては、整理・再編が進められる県立高校の動向と市立高校のあり方、市立高校への一般財源の投入による市の福祉や医療施策のほか幼稚園・保育所や義務教育への影響、女子高の維持という限定された税金の使い方などに対する政策的な議論と、市立高等学校がなくなることに対する同窓生等の痛みを考慮した感情部分の議論との整合性を図る必要があります。

そこで、早急に、市民各界、各層の参加のもと、「石巻市立高等学校の再編に向けた取組みの基本方針」を再度精査し、あらためて市立高等学校の将来構想を策定することにより、市立高等学校の将来像を具現化します。

1 1校2キャンパス制...現在の市立高校2校の日和が丘・渡波のキャンパスを使用して、市立高校1校を新設しようとする考え方。

第2部 各論

施策目標 1

時代の変化に対応した教育行政を推進するために

1 市民に開かれた教育委員会、分かりやすい教育行政の実現

(1) 積極的な教育情報の公開と教育委員会活動の活性化

【現状と課題】

石巻市の教育行政は、教育委員会において教育行政の基本方針や教育施策を決定し、これに基づき、教育長を中心に事務局が事務を執行し、学校や教育施設が実践に取り組んでいます。しかし、教育委員会の活動の様子や教育行政の仕組みが十分に市民や保護者に伝わっていないとの指摘があります。

このような中、教育委員会は、市町合併を契機に、市全域の学校・教育機関への訪問による各地域の教育行政の実態把握、移動教育委員会議の開催など、地域の特性を生かした教育行政を推進するための新たな取り組みを始めています。

今後は、このような活動をさらに活性化させ、積極的に教育情報を公開して市民に教育委員会の活動の様子や教育行政の仕組み、教育施策の取り組み状況を明らかにするとともに、市民の声や地域の教育課題を教育行政に反映させるための活動を拡充し、開かれた教育委員会として、市民に見える活動と市民に分かりやすい教育行政の実現に取り組む必要があります。

また、地方分権の進展により地方自治体の権限が拡大し、地方行政の総合化が求められている中で、教育改革における議論においても、地方自治体の首長が直接に地域の教育行政に携わる方が、住民の意向に迅速に対応できるという意見もあり、地域の実情に応じた市長と教育委員会の関係を構築する必要があります。

【これからの取り組み】

教育委員会活動の積極的な公開

教育委員会の取り組み

教育委員会会議(1)の開催方法の見直しや移動教育委員会会議の開催により、市民が傍聴しやすい環境づくりに取り組みます。さらには、市ホームページにおいて教育委員会の仕組みや仕事を分かりやすく解説するとともに、教育委員会の活動状況

1 教育委員会会議...毎月1回開かれる定例会と、臨時会があり、教育行政の方針や教育行政に係る予算、各種規則等の制定などが話し合われる。

や会議録を掲載するなどして、教育委員会活動の積極的な公開に取り組みます。

市民、学校、教育委員会間の教育情報の共有化と有効活用

教育委員会の取り組み

市ホームページに掲載する教育情報の内容を分かりやすく充実させるとともに、市民、学校、教育委員会がそれぞれ持つ教育に関する情報の共有化と有効活用を図るため、インターネットを活用した双方向の教育情報ネットワークの構築に取り組みます。

教育委員会活動の拡充

教育委員会の取り組み

積極的な情報公開のもと、教育委員会が教育行政に対する市民の意見や地域の教育課題を把握するため、市民や保護者、小・中学校長や教育関係者との各種懇談会等の開催や学校、教育機関の訪問活動に取り組みます。

市長と教育委員会の関係構築

教育委員会の取り組み

従来からの教育委員会の役割である教育行政の政治的な中立性と継続性・安定性の確保を原則としつつ、地方行政の総合化、複雑・多様化する教育課題に適切に対応していくため、市長と教育委員会が定期的に意見交換などを行い、これからの時代にふさわしい市長と教育委員会の関係構築に取り組みます。

(2) 適正な教育行政の運営の確保

【現状と課題】

現在の地方教育行政には、国で進められている教育改革への柔軟かつ迅速な対応と地域の実情に応じた教育の質の向上のための取り組みが求められています。これらに加え石巻市では、市町合併による新たな教育課題が生じており、教育をめぐる環境は、一層複雑・多様化してきています。

このような状況のもと、教育委員会は、これらの教育課題を確実に解決していくために多くの教育施策に取り組んでいくこととなりますが、厳しい財政状況のもとで最少の経費で最大の効果を得ると同時に真に必要な教育予算を確実に確保していくため、教育施策の執行状況について点検・評価等を行い、適正な教育行政の運営と教育行政の公正性と透明性を高める仕組みをつくる必要があります。

さらには、責任の所在が明確で、市民にわかりやすく、かつ複雑・多様化する社会的な要請に迅速に対応できる教育行政運営体制を確立する必要があります。

【これからの取り組み】

教育施策の適切な点検・評価の実施

教育委員会の取り組み

効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への教育行政の説明責任を果たすため、教育委員会が教育施策の執行状況について、毎年度点検及び評価を行い、その結果を議会に提出し公表します。

機能的で効率的な教育行政運営体制の確立

教育委員会の取り組み

教育委員会事務局の各セクションの機能・役割を精査して事務事業と組織機構の見直しを行い、機能的で効率的な新たな教育行政運営体制の確立に取り組みます。

政策能力を持つ組織づくり

教育委員会の取り組み

教育行政を適正かつ実効的に運営していくため、時代の流れを読み、社会の変化に対応した課題解決能力を持つ事務局職員を育成するとともに、指導主事⁽¹⁾が学校指導支援業務に集中できる環境をつくり、高度な専門性に裏付けられた政策能力を持つ組織づくりに取り組みます。

1 指導主事...教育委員会に配置される、学校教育に関する専門的事項について指導・助言にあたる教育職員。平成19年度現在、石巻市には7人の指導主事が配置されている。

2 地域社会との関わりを大切にした学校づくり

(1) 教育情報の共有化と活用

【現状と課題】

石巻市の保護者の学校運営に対する意識について、「義務教育に関する調査」(1)の結果を見ると、「もっと学校の活動に参加したり、先生に協力したい」と考えている保護者は、小学校では79.4%、中学校では73.7%に達しており、学校運営に対する高い参画意識がうかがえます。

一方、授業や指導内容に関するものを除き、学校に対して保護者が望んでいることは、小・中学校ともに第1位「子どもの学校の様子を保護者に伝えること」、第2位「学校の教育方針を保護者に伝えること」、第3位「保護者が気軽に質問したり、相談したりできるようにする」となっており、学校の情報を求める声为上位を占めています。

これまで、各学校では地域社会や家庭と学校における子どもたちの様子や教育活動に関する情報の共有化に努めてきましたが、学校と地域住民や保護者の信頼関係を深め、学校運営に積極的に関わりを持ってもらうためには、より丁寧に情報を伝えていくとともにお互いが持つ教育に関する情報の共有化と有効活用を図ることが大切になります。

【これからの取り組み】

学校の情報公開の推進

幼稚園、小・中学校、高等学校の取り組み

個人情報やプライバシーに十分な配慮を払い、学校に関する情報をありのままに保護者や地域と共有していくことで学校との信頼関係が築かれることから、あらゆる機会を通じた学校情報の地域への発信や保護者や地域住民が参加しやすい学校公開、学級懇談会の開催に積極的に取り組み、学校に関する情報公開を推進します。

市民、学校、教育委員会間の教育情報の共有化と有効活用（再掲）

教育委員会の取り組み

市ホームページに掲載する教育情報の内容を分かりやすく充実させるとともに、市民、学校、教育委員会がそれぞれ持つ教育に関する情報の共有化と有効活用を図るため、インターネットを活用した双方向の教育情報ネットワークの構築に取り組みます。

1 「義務教育に関する調査」...平成18年10月に石巻市教育委員会が、小学6年生、中学2年生及びその保護者、教員に対して実施した義務教育に関する意識調査。

(2) 地域に根ざした学校づくり

【現状と課題】

石巻市の学校は、地域の象徴として地域の人たちから大切にされ、地域と多くの関わりを持ち、様々な支援や協力を受けて成り立ってきました。このように、学校は、本来、地域に根ざしたものです。

子どもを取り巻く環境の変化に伴い、地域における親子の「学び」や「育ち」を支える環境が崩れている今日においては、学校運営や教育活動に家庭、地域住民、地域団体、企業など地域の人たちの知恵の活用や支援を一層求めて、学校や教職員が組織的に地域社会や家庭と力を合わせて、それぞれの地域の特性を生かした学校づくりと子どもを育てていくための取り組みを推進する必要があります。

また、教育委員会では、学校運営に地域が参画する制度的な仕組みの一つとして、保護者、地域、教職員がそれぞれの意見や願いを学校運営に反映させる「学校評議員制度」(1)を導入していますが、平成19年度現在において、全小・中・高等学校の40%程度の設置状況となっています。

これからは、学校評議員制度の拡充と成果を重視した教育活動を展開するための仕組みとして「学校評価制度」(2)も積極的に取り入れていく必要があります。

さらには、地域にある幼稚園や保育所、小・中・高等学校は、大きな教育資源・財産です。学校と地域のヨコのつながりにあわせ、これらの機関がタテのつながりを持ち、教職員、児童生徒が交流を行い、連携して相互に教育の質の向上に取り組むことが重要です。

【これからの取り組み】

学校と地域社会・家庭との連携の強化

幼稚園、小・中学校、高等学校の取り組み

学校の諸活動に対する地域住民の理解を深め、学校で行われるさまざまな行事への住民参画を推進します。

教育委員会、幼稚園、小・中学校、高等学校の取り組み

- ・ 学校、教職員、家庭、地域社会が連携・融合しやすくなるような制度やルールづくりに取り組みます。
- ・ 子育て支援、地域づくり、地域の学習の場として、学校施設開放の条件整備に取り組むとともに、児童生徒と大人の交流、保護者同士の交流、中高生が乳幼児と触れ合い子育てを学ぶ機会の創出など多様な教育活動を展開し、地域・家庭と

1 「学校評議員制度」...校長が推薦し、教育委員会が委嘱した「学校評議員」が、校長の求めに応じ、学校運営に関して意見を述べることができる制度。

2 「学校評価制度」...学校自らが取組を自己点検したり、保護者や地域の方々がその目標の達成度について現状と成果を継続的に診断していく制度。

ともに子どもの育成に取り組みます。

- ・ 子どもの教育に関する悩みを抱える保護者が、学校に気軽に相談できる体制の充実を図ります。

地域資源の学習への活用

小・中学校、高等学校の取り組み

地域の伝統・文化や地域資源、地域の人たちが持つ専門知識・能力、学校ボランティア等を児童生徒の学習のために積極的に活用します。

学校評議員制度の拡充

教育委員会、小・中学校の取り組み

学校評議員制度の全校設置の早期実現に取り組みます。

学校評価制度の確立

幼稚園、小・中学校、高等学校の取り組み

教職員自身による自己評価や学校の内部評価を実施し、適切な教育内容の評価・改善に取り組みます。

教育委員会、小・中学校、高等学校の取り組み

- ・ 「学校全体について」や「基礎学力の定着」、「社会性・人間性の育成」、「保護者・地域との連携」などに関して、全校保護者等による外部からの学校評価を実施し、その評価から次年度の学校改善の方策を立て、児童生徒のよりよい育成のために活用できるような学校評価制度の確立に取り組みます。
- ・ 児童生徒による授業評価を中心とした評価は、児童生徒が授業をどのように考え、教員に対してどのような願いを持っているかを知ることができ、教育活動全般及び校内研修に有用であることから、実施に向けた研究に取り組みます。

異校種間の交流の推進

幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校の取り組み

- ・ 幼稚園や保育所、小・中・高等学校の異校種間の授業参観や校内研究授業への相互参加を実施します。
- ・ 幼稚園や保育所、小・中・高等学校の異校種間の児童生徒の交流活動を一層活発にします。

家庭・地域で実践しましょう

【家庭・地域での実践】

学校や地域で行われる様々な行事・活動に参加しましょう。

学校の教育活動や教育方針などを把握しましょう。

地域の住民や団体が持つ専門的な知識や能力を子どもたちのために生かしましょう。

地域の学習の場として、学校施設を活用しましょう。

学校運営に積極的にかかわりましょう。

3 創意工夫のある学校運営の推進

(1) 学校の自主性・自立性の確立

【現状と課題】

国の教育改革の進展や近年の子どもを取り巻く環境の変化に伴い、教育委員会はもとより、学校に対する社会的な要請も複雑・多様化してきています。

そのため、学校現場においても学校運営に広範にわたって市民の意見を反映させたり、高度な専門性をもって新たな教育課題に対応していくことが求められることとなり、その対応のため学校業務が増大する傾向にあります。

このような状況において、新たな教育課題に継続して適切に対応し、適正かつ効率的な教育活動に取り組んでいくためには、学校・教職員の創意工夫と自主・自立性による学校運営を推進していくことが重要となってきます。

さらには、複雑・多様化する社会的な要請に迅速に responding していくため、教育行政に柔軟性が求められています。その手段の一つとして、学校現場もしくは、これにより近いところで意思決定ができる体制を整えることが挙げられます。

これからは、校長の教育内容に関する裁量や裁量的経費のあり方などについて調査・研究を行い、学校の創意工夫と自主・自立性を引き出すための条件整備に結び付けていく必要があります。

【これからの取り組み】

教育活動の合理化

小・中学校、高等学校の取り組み

多様化する学校の教育活動の合理化を図り、児童生徒主体の活動や地域との連携の視点で、教育課程編成(1)を見直します。

新たな教育課題に対応できる学校運営の体制づくり

教育委員会、幼稚園、小・中学校、高等学校の取り組み

校長のリーダーシップのもと、教職員一人一人が学校組織の一員として自分の役割を理解し、学校の活性化を図るとともに、学校が一丸となって主体的に新たな教育課題に対して取り組むことができる体制づくりに取り組みます。

学校業務の合理化・適正化の推進

幼稚園、小・中学校、高等学校の取り組み

近隣学校用務員による相互援助や共同作業に取り組み、安全で効率的な作業の実

1 教育課程編成...学習指導要領(文部科学省が定める学校教育に関する基準)に基づき、各学校の実態に応じて学習内容、時数、配列、指導体制等を編成した学習指導計画。

施と修繕経費等の削減を図ります。

教育委員会の取り組み

学校用務員の技能の向上を図るため、定期的な研修会や技能講習会を開催します。

教育委員会、幼稚園、小・中学校、高等学校の取り組み

- ・ 学校事務の改善や教職員の業務分担の見直し、教員用コンピュータの整備促進など学校のICT(1)環境の充実等により、効率的で効果的な学校事務の執行体制の確立を図ります。
- ・ 市立小中学校事務職員会議において、今後の教育関係業務のあり方について検討し、教育委員会と学校の役割分担の明確化や業務の改善等に取り組み、学校業務の合理化と適正化を図ります。

校長の権限拡大に向けた調査・研究

教育委員会の取り組み

地域の特性を生かした学校独自の教育活動を積極的に推進させるために、学校が企画立案した事業を教育委員会が審査し予算配分を行う学校提案型による教育活動の導入など、校長の予算執行権限や裁量権の拡大を図るための仕組みづくりについて、調査・研究に取り組みます。

(2) 総合的な教育支援体制の確立

【現状と課題】

時代の変化に対応し、教育の質を高めていくためには、学校、教員のニーズや教育施策の展開に応じた支援が必要です。

まず、児童生徒の「生きる力」を育成していくため、確実に教員の資質の向上を図る必要があります。教員の能力を確実に高めていけるように、個々の経験年数や立場に応じた研修体系を確立していく必要があります。また、研修内容・研修成果の評価により、学校や教員、社会の要請に対応できる研修計画に改善していく仕組みづくりが必要になっています。

そして、学校が主体的に教育活動を展開していくための総合的な支援が必要です。各学校において実施した自主的な校内研究や研究授業、教員個人が実施した研究の成果を各学校や他の教員に普及させるための仕組みづくりが必要になっています。

また、これまで、いじめ・不登校、特別支援教育、学校に対する不当な要求等の対策は、学校現場に大きく依存してきました。しかし、複雑・多様化する社会的な要

1 ICT...Information and Communication Technology の略。情報通信技術を意味し、インターネットを中心とした通信ネットワーク網を生活やビジネスなどに活用できるようにしたもの。

請に十分に答えきれない実情にあり、より専門的な取り組みによる対策を講じて学校を支援していく仕組みづくりが必要になっています。

さらには、近年の少子化や都市化の進展、個人の自由や権利が過度に強調されてきた社会的傾向、子どもが人や社会との関係の中で自分を磨く機会の減少等を背景に、家庭や地域社会の教育力の低下が指摘されており、その向上を図るための学校と家庭や地域住民との連携や支援など新たな取り組みが求められています。

さらには、これまで、相談業務については、関係部署が各々実施してきましたが、相談内容が複雑・多様化する傾向にあり、連絡不足等による対応の遅れが生じたり、断片的な対応に陥ってしまったりするおそれがあります。今後は、市民の立場から総合的かつ包括的に相談業務に対応できる機能や場所の設置が必要となっています。

【これからの取り組み】

(仮称)総合教育センターの設置

教育委員会の取り組み

より質の高い教育の実現をめざし、教員の資質の向上のための研修の実施、学校の主体的教育活動や教員の研究活動に対する情報・教材の提供支援など、石巻市の教育の研究・研修機関として中心的な役割と、家庭教育支援、市民の教育相談などの機能を有する(仮称)総合教育センターの設置に向けて取り組みます。

学校問題に対する支援の充実

教育委員会の取り組み

学校に対する不当な要求など、学校だけでは解決が困難な問題に的確に対応するため、教育委員会に学校問題解決支援チームを設置し、学校問題に対する支援の充実を図ります。

1 少人数指導により、基礎学力の確実な定着と学ぶ意欲を育む授業づくり

(1) 基礎・基本の確実な定着

【現状と課題】

平成18年度宮城県学習意識調査(1)の結果を見ると、「学習内容がよく分かる」又は「だいたい分かる」と答えている石巻市の児童生徒の割合は、小学校は72.7%、中学校は53.5%であり、それぞれ県の目標値である80%、60%を下回っています。また、平成18年度宮城県学習状況調査(2)の結果を見ると、小学5年生(教科；国語、社会、算数、理科)、中学2年生(教科；国語、社会、数学、理科、英語)ともに、すべての教科において県平均を下回っており、特に、中学2年生は、小学5年生と比べて県平均との差が大きくなっています。基礎・基本となる学力の習得の一つの目安として、小学校、中学校ともに、県の目標値や平均値に近づけるための指導を強化する必要があります。

これまで各学校では、確かな学力を育成するためのアクションプランを作成し、教育委員会に具体策を示して取り組んできており、今後も明確な目標を持って学校経営に当たることが必要です。

また、「義務教育に関する調査」の結果を見ると、授業や学習指導のあり方に関する希望は、保護者・教員とも「複数担任制や少人数による指導を行なうこと」が最上位となっており、保護者からは学校でのきめ細やかな学習の時間や場を増やすことが求められ、教員もその必要性を認識していることがわかります。

現在、宮城県教育委員会においては、確かな学力の育成や学習意欲の向上のための有効な手段として少人数指導を導入しています。

これに基づき、1、2年生を35人学級とする学級編制の弾力化により、石巻市の小学校では平成19年12月現在、10学級増となっており、10人の教員が加配されています。また、28人の教員が、少人数指導を行うために加配され、算数の授業を中心とした少人数指導に当たっています。さらに、複式学級となる学校については、2人が「複式学級加配」として配置され、複式学級が解消されています。中学校では、24名の教員が加配され、数学、理科、英語の少人数指導に当たっており、「複式学級加

1 宮城県学習意識調査...平成16年度から県内のすべての小学5年生と中学2年生を対象に、学習や生活の状況を把握するために行われている調査。平成18年度から教員と保護者対象にも実施している。

2 宮城県学習状況調査...平成16年度から県内のすべての小学5年生と中学2年生を対象に、学習内容の定着の状況を把握するために行われている調査。

配」として1人配置されています。

また、宮城県教育委員会では、平成20年度学級編制弾力化(少人数学級)事業により、小学1・2年生及び中学1年生を35人以下学級とする施策を展開することとしています。

石巻市教育委員会としても、県の取り組みに加えた独自の少人数学級の編制や効果の上がる少人数指導のあり方について研究し、一人一人の実態に応じたきめ細かい指導の充実に努めていく必要があります。

【これからの取り組み】

成果を重視した指導の徹底

教育委員会、小・中学校の取り組み

- ・ 「学習内容がよく分かる」又は「だいたい分かる」という児童生徒の割合が県平均を上回るよう、各学校に対して、年間指導計画に基づいた指導を確実にを行い、指導の「し残し」をしないこと、また、授業の改善点を明らかにするとともに、次の指導に生かす「P - D - C - A」サイクル(1)を意識した指導を推進します。
- ・ 宮城県学習状況調査の結果について教育委員会としての考察を加え、各学校に対して改善策を指示します。これを受け、各学校では、学校の実態に応じた具体策に基づき、基礎基本の定着を図るための指導に取り組みます。

少人数指導の推進

小・中学校の取り組み

確かな学力の育成のために、学級とは異なる学習集団を編制し、児童生徒一人一人に対応したきめ細かな学習指導をめざした少人数指導を一層推進します。

教育委員会の取り組み

複式学級の解消を図るとともに、適正な学校規模及び学級児童数のもとでの指導の実現をめざします。

教育委員会、小・中学校の取り組み

授業の中で、教員と児童生徒の密な応答や対話の促進、教材や学習活動の工夫などを推進し、少人数の利点を最大限に生かせる指導法について研究に取り組みます。

学級編制の弾力化の拡大と教員の配置の拡充

教育委員会の取り組み

- ・ 小学1・2年生及び中学1年生を35人以下学級とする宮城県教育委員会における学級編成の弾力化の推進とともに、石巻市独自の取り組みに向けた望ましい

1 「P - D - C - A」サイクル...目標達成や課題解決のために、計画を立て(Plan)、実践し(Do)、その結果を評価し(Check)、改善して(Action)、次の計画に生かしていくことを繰り返す仕事の管理手法。

少人数学級編制のあり方について研究に取り組みます。

- ・ 少人数指導の拡大、複数担任や小学校専科教員の配置のための教員加配について、石巻市における児童生徒の実態や学校独自の施策等に即した取り組みが行えるよう宮城県教育委員会と積極的に協議していくとともに、石巻市独自の教員加配についても検討します。

読書活動の推進

教育委員会、小・中学校、高等学校の取り組み

- ・ 子どもにとって読書は、言葉を学び、想像力を育み、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにするものです。「石巻市子ども読書活動推進計画」に基づき、児童生徒の主体的な読書活動の推進を図るとともに、読書環境の整備・充実に取り組みます。

家庭・地域で実践しましょう

【家庭での実践】

子どもの家庭での学習や読書の習慣化を図りましょう。

子どもの学校生活や学習の様子を把握しましょう。

(2) 自ら学ぶ意欲、自ら考える力の育成

【現状と課題】

平成18年度宮城県学習意識調査の結果を見ると、「勉強は大切である」及び「どちらかといえばそう思う」と考えている石巻市の児童生徒の割合は、小学5年生が92.8%、中学2年生が84.6%となっています。また、「普段の生活や社会に出て役立つよう、勉強したい」の質問では「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した小学5年生が83.0%、中学2年生が70.2%で、勉強は普段の生活や社会に出て役立つから大切であると考え、そのために勉強したいという意欲をもっている児童生徒が多いことがわかります。今後も「自ら学ぶ意欲」を持った児童生徒を増やすための指導の充実を図っていく必要があります。

一方、「義務教育に関する調査」の結果を見ると、「自分でテーマを決めて調べる学習」を好む児童生徒の割合は、小学6年生が56.6%、中学2年生が46.8%、「考えたり調べたりしたことを発表する活動」を好む児童生徒の割合は、小学6年生が37.3%、中学2年生が30.0%、「勉強のしかたを自分で工夫する学習」を好む児童生徒の割合は、小学6年生が45.4%、中学2年生が37.1%となっています。これらのことから、石巻市の児童生徒は、探究型の学習をあまり好まない傾向にある

ことがわかります。今後は、探究型の学習の推進や自分の意見を発言する機会を意図的につくり出すなど、「生きる力」をつけることをねらった指導方法を積極的に授業の中に取り入れていく必要があります。

また、教育委員会では、「学力」を「生涯にわたって主体的に学び続け、問題を解決していくための力」という広い意味でとらえ、多くの学校で校内研究のテーマに掲げ、指導方法の改善やめざす児童生徒の育成に取り組んできました。「自ら学び、自ら考える力」や「よりよく問題を解決する力」の育成は、「総合的な学習の時間」(1)のねらいでもあり、体験活動や問題解決的な学習を通して育まれるものです。今後は「総合的な学習の時間」のねらいを再確認し、各教科での知識・技能の習得と関連させながら、よりよい充実した学習内容に改善する必要があります。

【これからの取り組み】

学習意欲の向上

小・中学校の取り組み

- ・ 児童生徒一人一人の学ぶ意欲を高めるため、基礎・基本をしっかりと身に付けさせるとともに、子どもたちが学ぶ楽しさやわかる喜びを体感できる授業づくりに取り組みます。
- ・ 児童生徒一人一人の力やよさを伸ばすために、互いに磨き合い、互いに高め合おうとする意識を考慮した授業づくりに取り組みます。

教育委員会、小・中学校の取り組み

「普段の生活や社会に出て役立つよう、勉強したい」とより多くの児童生徒が思うように、また、探究型の学習に多くの児童生徒が興味や意欲を持つことができるように、校内研究を中心に指導方法や指導内容について研究を進め、指導に生かしていきます。

総合的な学習の時間の改善

小・中学校の取り組み

- ・ 教科等で身に付けた力を「総合的な学習の時間」の活動に生かし、また、「総合的な学習の時間」で身に付けた力を教科等で生かせるよう、「総合的な学習の時間」の全体計画を見直し、計画に基づいた活動を推進します。
- ・ 児童生徒の学習や体験活動をより充実させるため、地域の文化や産業、人材等の地域資源の積極的な活用を図ります。

1 「総合的な学習の時間」…児童生徒が自発的に横断的・総合的な課題学習を行う時間で、社会の変化をふまえ、子どもの自ら学び自ら考える力などの全人的な生きる力の育成をめざすもの。

家庭・地域で実践しましょう

【家庭での実践】

子どもに目標をもって学習に取り組ませましょう。

保護者の生き方や働いている姿をとおして、子どもに学ぶことの意義を教えましょう。

(3) 社会の変化に対応できる力の育成

【現状と課題】

これからの時代は、国際化・情報化等の一層の進展に加え、現時点では予想もできない事態や新たに社会的な問題が発生することも予想されます。児童生徒は、どのような時代であっても、自ら課題意識を持ち、柔軟に対応し、積極的に挑戦していくことが求められています。その基盤は、石巻市がもつ豊かな文化、産業、伝統、地域性にあります。この豊かさこそが、地域の方々との親しみやかかわり、相手を尊敬する心を育てるものです。その上で、社会の多様な変化に対応できる力を育成する教育を進めていく必要があります。

文化・伝統や地域性を学ぶ教育計画の作成、国際理解教育の視点に立った英語教育、コンピュータ教育の基礎となる「機器操作技術」「情報の活用能力」「情報に対する倫理観」等の育成や石巻市地域イントラネット(1)を活用した授業、福祉・ボランティア活動、地域の文化や自然の浄化に働き掛ける活動などへの取り組みを充実させる必要があります。

また、コンピュータ・携帯電話等ネットワーク技術の進化と普及によって、児童生徒のネット社会への参画も急速に広まっています。便利な情報ツールである一方、インターネット上の有害な情報の氾濫、掲示板やチャットによる個人の中傷やいじめなどのトラブル、出会い系メールやチェーンメール(2)といった迷惑メールなどの問題が発生しています。そのため、教員・保護者が児童生徒のインターネット利用の実態を知り、情報モラル授業や教員・保護者対象の研修会を通して事件、事故の未然防止を図る必要があります。

1 石巻市地域イントラネット...石巻市内の公所、学校をつなぐコンピュータ・ネットワークシステムのこと。

2 チェーンメール...迷惑メールの一種で、メールの最後に「このメールを～人の人に送ってください」といった内容のことが書かれているのが特徴。

【これからの取り組み】

国際理解教育の充実

教育委員会の取り組み

国際理解や異文化理解のための教育を推進するとともに、国際社会の中で中心的なコミュニケーション手段となっている英語について、ALT(外国語指導助手)¹の増員などによる学習指導の充実を図ります。

情報教育の充実

小・中学校、高等学校の取り組み

基礎となる機器操作の技術や情報の活用能力の向上及び情報に対する倫理観の育成を、ICTを活用した授業をとおして図ります。

教育委員会、小・中学校、高等学校の取り組み

コンピュータ等を使った学習指導ができる教員を養成します。

教育委員会、小・中学校、高等学校の取り組み

学校間の相互交流授業などの取り組みを促すため、地域の文化人や専門家等の人材確保に取り組みます。

福祉教育の充実

小・中学校、高等学校の取り組み

少子高齢化社会における児童生徒が、幼児や高齢者、障害者と自然に触れ合う機会をつくり、ボランティア活動、介護体験、保育体験などの体験的な活動の推進を図ります。

環境教育の充実

小・中学校、高等学校の取り組み

学校を核とした環境教育の活動に保護者や地域住民の参加を得て、地域に根ざした環境教育の推進を図るとともに、環境に配慮した学校づくりに取り組みます。

1 ALT...Assistant Language Teacher (外国語指導助手)の略。現在石巻市では10人のALTを中・高等学校では主に英語の授業の指導助手として、小学校では、英語活動や国際理解教育の指導助手として派遣している。

家庭・地域で実践しましょう

【家庭での実践】

子どもの夢や希望を大切にしましょう。

子どもの興味に関心を持ちましょう。

子どものインターネットや携帯電話の利用の実態を知り、様々なトラブルや犯罪に巻き込まれないように家庭内でのルールづくりを行いましょう。

親子で体験活動やボランティア活動などに参加しましょう。

【地域での実践】

総合的な学習の時間や職業体験学習、ボランティア活動等、学校外での教育活動の受け皿として、学校を支援しましょう。

(4) 「よさや可能性」を生かす指導の充実

【現状と課題】

数多くの価値観が存在する現代において児童生徒の成育も多様になっています。その中で一人一人の個性の伸長が望まれており、児童生徒の実態やニーズに応じた教育が必要です。

学習指導においては、児童生徒一人一人の理解を確実にするために、国語、算数・数学、理科、英語等の教科で、少人数指導やALTの活用を図っており、その効果を検証しながら、今後さらに充実を図る必要があります。

学校や地域の一員であるという意識が薄れ、自分自身のあるべき姿を見つけれないでいる子どもが見受けられます。子どもたちに、物事に真剣に取り組み、前向きに生きていこうとする意欲を持たせていく指導を充実させる必要があります。

また、「小1プロブレム」、「中1ギャップ」などの言葉に示されるように、小学校に入学する際や中学校に進学する際に、新たな学校生活に適應できない児童生徒が見受けられ、早急に対応しなければならない課題になっています。

【これからの取り組み】

一人一人の個性の伸長

小・中学校の取り組み

児童生徒一人一人の興味や関心に応じて、課題を設定したり解決したりする問題解決型の学習過程を取り入れ、充実した教育活動の展開を図ります。

教育委員会、小・中学校の取り組み

多様に展開される学校の教育活動において、児童生徒一人一人の活動の充実が図

られるよう、家庭や地域におけるボランティア活動や職業体験、スクールサポーター(1)など学校外の受け皿の整備の支援に取り組みます。

教育段階の滑らかな接続の確保

幼稚園・保育所、小・中学校の取り組み

幼稚園や保育所、小・中学校間において、教員等の交流による保育や授業の参観、教科・指導に関する検討会議や事務連絡会議を開催するとともに、幼児・児童生徒の相互交流活動等を実施し、教育段階の滑らかな接続の確保に取り組みます。

前向きに生きる意欲の育成

小・中学校、高等学校の取り組み

児童生徒一人一人の自尊感情を大切にし、自分に自信を持ち肯定できるよう、学校や家庭・地域で育むことを通して、前向きに生きていこうとする力の育成に取り組みます。

家庭・地域で実践しましょう

【家庭での実践】

子どもの意思を尊重し、努力を認めるように心がけましょう。
子どもがよいことをしたときは、ほめてあげましょう。
家族の一員として、子どもに家庭の役割を持たせましょう。

1 スクールサポーター...学校の教育活動を様々な側面から支援する保護者や地域の方々の総称。読み聞かせ、学区パトロールなどの活動がある。

2 人との関わりを大切にした人権教育・道徳教育と児童生徒の心のケアの充実

(1) 人権教育の推進

【現状と課題】

校内暴力やいじめなどの憂慮する状況の中、規範意識を培い、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような人権尊重の精神を育むことが必要です。

暴力行為やいじめは大きな人権問題であることを教員も児童生徒も深く認識し、児童生徒どうし、また教員と児童生徒の間でお互いが一人一人の人間として尊重され、人権を侵害する行為が見られた場合には、毅然とした指導が必要です。

また、人権に対しての知識が十分に身につけていなかったり、人権感覚が十分に育ってなかったりして暴力行為やいじめなどの人権上の問題が起こっていることから、人権に対する学習を深めるとともに、教育活動全体を通してあらゆる場で人権感覚を磨くことが必要です。

【これからの取り組み】

人権尊重の環境づくり

小・中学校、高等学校の取り組み

- ・ 教職員が人権尊重の理念について十分に認識し、児童生徒にとって自らの大切さが認められていることを実感できるような環境づくりに取り組みます。
- ・ 児童生徒の意見をきちんと受け止めて聞いたり、明るく丁寧な言葉で声がけを行ったりするなど、児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として認めながら接していくよう努めます。
- ・ いじめや暴力をはじめ他の人を傷つけるような問題が起きたときには、その行為を看過することなく学校全体として適切かつ毅然とした指導を行い、正義が貫かれるような学級・学校づくりに取り組みます。

人権感覚の醸成

小・中学校、高等学校の取り組み

児童生徒の発達段階に応じ創意工夫を凝らした人権教育年間指導計画を作成し、児童生徒一人一人が「日常生活の中で人権上問題のあるようなでき事に接した際に、直感的にそのでき事はおかしいと思う感性や、日常生活において人権への配慮が態度や行動として現れるような人権感覚」を身に付けられるよう取り組みます。

家庭・地域で実践しましょう

【家庭での実践】

生命や人とのつながりの大切さ、差別や偏見のない社会について子どもと話し合しましょう。

子どもを一人の人間として捉え、意見や考えを尊重しましょう。

ありのままの子どもを受け入れ、子どもが愛と安らぎを感じる家庭をつくりましょう。

子どもに人の喜びや悲しみを分かち合うことの尊さを教えましょう。

【地域での実践】

あらゆる差別や偏見のない、人権侵害を許さない地域社会づくりに努めましょう。

(2) 道徳教育の推進

【現状と課題】

児童生徒の非行・問題行動や生活の乱れ、規範意識やモラルの低下は憂慮すべき状況にあります。これらの問題は、根幹においては心の教育、道徳教育に大きくかかわる問題です。

心の教育の推進には、小・中学校の教育活動全体で実施している道徳教育と道徳の授業の充実が不可欠です。

【これからの取り組み】

道徳的实践力の育成

小・中学校、高等学校の取り組み

時代や社会の背景、児童生徒の実態、保護者や地域の人々の意見等について十分に把握するとともに、教員自身の日常的な教育実践の中においても道徳的な課題の発見に努めます。

小・中学校の取り組み

- ・ 道徳教育全体計画を基に、全教員が道徳教育推進に主体的に取り組みます。
- ・ 道徳の授業時数を確保し、学級の実態に応じて年間指導計画を作成し、道徳的実践力（人間としてよりよく生きていく力）を高めていきます。

家庭・地域で実践しましょう

【家庭での実践】

家庭内を含め、あらゆる場面であいさつを心がけましょう。
子どもに感謝と思いやりの気持ちを持つことを教えましょう。
子どもにかけがえのない自他の命の大切さを教えましょう。
子どもに社会のルール・マナーを守ることを教えましょう。
子どもの間違った行いは、毅然とした態度で叱りましょう。
子どもに自分の行動には責任が伴うことを教えましょう。

【地域での実践】

他人の子どもとしてではなく、地域の子どものとして、地域全体で子供の道徳心を育みましょう。

(3) 情操教育の推進

【現状と課題】

現代の子どもたちの多くは、良いもの、美しいものに感動したり、命あるものを尊んだりする経験が不足していることから、価値あるものを豊かに感じる感性を磨くことが必要です。

【これからの取り組み】

感性を磨く学習の展開

小・中学校、高等学校の取り組み

- ・ 自然体験や社会奉仕体験、福祉体験等の児童生徒の心に響く体験活動を展開するとともに、音楽会や展覧会等の各種文化的活動への参加、校舎内外の環境美化等の表現・創造活動を重視し、豊かな感性の育成を図ります。
- ・ 音楽科や図画工作科、美術科、技術・家庭科の授業を中心にして、児童生徒の豊かな感性を育てるとともに、発想力や創造力を高める授業づくりに努めます。

家庭・地域で実践しましょう

【家庭での実践】

週末や長期休業中には、家族で文化的活動や体験活動に積極的に参加するなどして、美しいものにふれたり、命あるものの尊さを学んだりするなど感性を磨いていきましょう。

(4) いじめ、不登校に対する適切な対応

【現状と課題】

いじめ、不登校は、小・中・高等学校において対応に苦慮している大きな問題です。その対策の一つとして、平成19年度現在、「子どもと親の相談員等配置事業」(1)により、小学校2校に相談員を配置しています。また、「スクールカウンセラー配置事業」(2)により全中学校24校にカウンセラーを配置し、中学校及び小学校の児童生徒、保護者、教員を対象に相談・支援活動を行っています。さらに、高等学校2校でも、「ハイスクールカウンセラー配置事業」により、相談・支援事業を行っています。このように、相談・支援事業の環境は整いつつあり、今後は、学校との連携や保護者との関係を有機的に機能させていく取り組みに発展させていく必要があります。

また、石巻市の不登校の児童生徒数は、毎月、小学校で20名程度、中学校で100名程度と報告されており、その他、保健室や別室で学習・生活している児童生徒もいます。不登校の児童生徒数は、夏休み以降2学期に増加する傾向が見られます。

その対策として、「石巻市けやき教室」では、通常10数名の不登校児童生徒に対し、2名の指導員がその実情に応じた指導を行っています。また、平成18年度からは、不登校で悩んでいる保護者に対して相談業務も始めています。

このような状況の中で、それぞれのケースに合わせた対応が必要であり、学校内の対策委員会の設置や地域の関係機関との連携を図りながら解決をめざしていく必要があります。

なお、「義務教育に関する調査」の結果を見ると、「友だちとの関係について満足している」児童生徒の割合は、小学6年生が87.1%、中学2年生が85.5%、また、「先生との関係について満足している」児童生徒の割合は、小学6年生が77.8%、中学2年生が67.5%となっています。これらのことから、小学校においては、友だちや先生との人間関係は比較的良好であると言えますが、その陰に潜む「いじめ」については、今後も定期的な調査や日常的な観察を通し、きめ細かな対応をしていく必要があります。

-
- 1 「子どもと親の相談員等配置事業」...児童の不登校や問題行動等の早期発見・早期対応や未然防止に資するために配置するもので、石巻市では向陽・万石浦小学校の2校に配置。
 - 2 「スクールカウンセラー配置事業」...児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを公立の中学校に配置するもの。なお、「ハイスクールカウンセラー配置事業」は、同じ内容で高校に配置するもの。

【これからの取り組み】

早期対応、適切な対応の徹底

小・中学校、高等学校の取り組み

- ・ 担任・学年主任・養護教諭・生徒指導主事・管理職・スクールカウンセラーや相談員等による全校体制の構築と早期対応の徹底を図ります。

教育委員会の取り組み

- ・ 教育委員会内に設置している「石巻市立小・中学校不登校児童生徒対応協議会」や「石巻市いじめ・生徒指導問題対策委員会」において、学校内での対策委員会の設置や地域の関係機関との連携、定期的な調査の実施や相談体制のあり方など、いじめ・不登校に関する検討を進めるとともに研修会の充実を図り、より適切な対応に取り組みます。
- ・ いじめ・不登校の予防として、少年センターや教育委員会に寄せられた相談を学校に伝え、適切な対応が図れるよう学校への支援の強化に取り組みます。

スクールカウンセラーの拡充と活用の充実

教育委員会、小・中学校、高等学校の取り組み

学校の実情に応じてスクールカウンセラーの勤務時間や勤務日数の拡充と児童生徒、保護者へのスクールカウンセラーの役割、活動等の広報活動を推進し、活用の充実を図ります。

家庭・地域で実践しましょう

【家庭での実践】

子どもの様子の変化や友人関係の変化、成績の下降や忘れ物の増加などいじめのサインを見落とさないようにしましょう。

子どもが頭痛、腹痛などの身体症状を訴えたり（保健室利用の増加）、特定の曜日の欠席、遅刻、早退が目立ったりするなどの不登校のサインを見落とさないようにしましょう。

悩みは家庭内に抱え込まず、勇気を出して学校や関係機関に相談しましょう。

3 児童生徒の基礎体力の向上と健康管理・保健衛生の指導の充実

(1) 体力の向上

【現状と課題】

石巻市の子どもの体力は、昭和60年ごろをピークに低下傾向に転じており、既に数年前から低下の底に達した状態にあります。また、子どもの運動量に関する全国的な調査研究によると、昭和40年代の小学生の1日の平均歩数は、約27,000歩であったのに対し、現在では、約10,000歩と著しく減少していると報告されています。これらの背景としては、遊びの中で体を動かすという経験が激減していることが考えられ、体力の向上は各学校で取り組んでいるものの、なかなか成果が上がっていない現状にあります。

また、現在は、スポーツ活動についてもスポーツ少年団等の学校外活動に大きく依存しており、学校教育の中での体力の向上には限界があります。

このことから、学校教育における児童生徒の体力の向上については、基礎体力の向上を意図した取り組みとする必要があります。

【これからの取り組み】

基礎体力の向上

小・中学校の取り組み

体育の授業や朝の活動において、児童生徒に運動の楽しさや喜びを味わせるとともに、積極的に屋外での遊びを推奨し、基礎体力を身に付けさせるように努めます。

教育委員会、小・中学校の取り組み

- ・ 小学1年生から中学3年生まで使用する「体力・運動能力調査記録カード」を活用し、9年間を見通した計画的・継続的な目標を設定します。その目標を達成するため、各学校において具体的な取り組みを行い、児童生徒の基礎体力の向上を図ります。

放課後の遊び場の確保

教育委員会の取り組み

児童生徒が放課後に身近で安全に遊べる場所としての学校施設の活用について、児童生徒の放課後の居場所づくりに合わせて、その仕組みづくりに取り組みます。

家庭・地域で実践しましょう

【家庭での実践】

自動車や交通機関に頼らず、子どもの歩く機会を増やしましょう。

子どもと屋外で遊んだり、スポーツやハイキングなどを行うことにより、体を動かすことの楽しさや爽快感を味わわせましょう。

【地域での実践】

部活動の指導やスポーツ少年団などの活動を通じて、子どもたちのスポーツ活動を支援しましょう。

(2) 健康管理・保健衛生の指導の充実

【現状と課題】

石巻市では、毎年、児童生徒の定期健康診断や各種の検査等を実施していますが、生活習慣や食生活の乱れなどにより、肥満の増加や生活習慣病の低年齢化が深刻な問題となっており、その予防指導の強化が必要となっています。

「義務教育に関する調査」の結果を見ると、小学6年生の30%、中学2年生の67%が平日は午後11時以降に就寝しており、深夜の午前1時以降に就寝している中学2年生も12%に達しています。また、小・中学生ともに70%前後が平日に2時間以上テレビやDVD等を視聴しており、適切な睡眠時間の確保など基本的な生活習慣を身に付けさせる必要があります。

さらには、児童生徒の健康管理に関する指導にあわせて、インフルエンザ等の集団感染症に対する予防指導の徹底など、保健衛生の指導の強化に取り組む必要があります。

また、児童生徒の喫煙・飲酒の防止については、学校での教育だけでなく、地域ぐるみの取り組みが必要です。

【これからの取り組み】

予防指導の強化

教育委員会、小・中学校、高等学校の取り組み

定期的な健康診断により児童生徒の病気の早期発見に努めるとともに、生活習慣調査や健康診断の結果などにより、家庭と連携して生活習慣病等への予防指導に取り組めます。

保健衛生の指導の強化

教育委員会、小・中学校、高等学校の取り組み

インフルエンザ、O・157等の集団感染症に対する予防指導と学校内の衛生管理の強化を図るとともに、家庭に対する保健衛生に関する情報の周知徹底に取り組みます。

喫煙・飲酒防止、薬物乱用防止等の指導強化

教育委員会、小・中学校、高等学校の取り組み

授業の中で喫煙・飲酒防止、薬物乱用防止等について確実に学習していくとともに、学校、警察等関係機関と情報を共有し指導計画をつくるなど、多面的に取り組みます。

また、警察や保健所、PTAと連携しながら講演会等を開催します。

家庭・地域で実践しましょう

【家庭での実践】

子どもに早寝や早起き、定時的な食事の摂取等の基本的な生活習慣を身に付けさせましょう。

うがい、手洗いの習慣を子どもに身に付けさせましょう。

喫煙、飲酒、薬物により体が受ける影響について、子どもと考えましょう。

【地域での実践】

地域全体で、児童生徒の喫煙、飲酒、薬物乱用を防止する目を持ちましょう。

4 学校における食育の推進

(1) 食育の推進

【現状と課題】

「食」は、生命を維持するためばかりではなく、将来を担う子どもがたくましく成長していくために欠かせない重要な要素の一つです。「義務教育に関する調査」の結果を見ると、「朝食をほとんど食べない」子どもは、小学6年生で1.1%、中学2年生で3.3%であり、「朝食を食べない日がある」と答えた子どもを合わせると、小学6年生で9.8%、中学2年生で16.8%にのぼります。また、「自分ひとり」、あるいは「子どもだけで」朝食をとる小学2年生は46.7%、中学2年生は59.6%であり、食生活・食習慣に乱れが生じています。

これまで、学校では、学級担任と栄養教諭(1)や学校栄養職員(2)による「食」に関する授業を実施し、児童生徒に「食」についての理解を深める取り組みを進めてきました。

今後も、学校給食や教科等を通じて児童生徒の一人一人が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身に付け、食事を通じて自らの健康管理ができるように、「食」に関する指導の工夫に取り組むことはもちろん、家庭とも連携して「食」に関する指導を一層推進させる必要があります。

また、学校給食における「安全・安心」と「子どもに必要な栄養のバランス」を示すとともに、「恵まれた食材宝庫」である石巻市の食材を提供し、様々な食べ物を味わい「味覚の基礎づくり」を図ることも大切です。

さらに、児童生徒と地元産業従事者が交流し、「人と人とのつながり」や「地域産物と食文化」を理解し感謝する心を育てることも重要です。

【これからの取り組み】

学校給食、教科等と関連させた「食」に関する指導の充実

教育委員会、小・中学校の取り組み

食育全体計画(学校単位)を作成し、学級担任と栄養教諭や学校栄養職員との積極的な連携を図りながら、学校給食や教科等を通じて「食」に関する関心を高め、「食」の重要性が理解できるよう指導します。

幼稚園・保育所、小・中学校の取り組み

食物の栽培や観察等を通じて、幼児・児童生徒の「食」への関心を高めます。

1 栄養教諭...学校における食育の推進のため、食に関する指導と、学校給食の管理を行う教員で、栄養教諭普通免許を有する。

2 学校栄養職員...栄養士の免許を持ち、学校や共同調理場において栄養管理や学校給食指導、衛生管理などの仕事に携わる職員。

産業従事者等を活用した食育の推進

教育委員会、小・中学校の取り組み

望ましい食生活や食材の生産等に対する関心と理解を深めるために、児童生徒と産業従事者等との体験学習等を通じた交流を図ります。

学校、幼稚園・保育所、家庭との連携

教育委員会、幼稚園・保育所、小・中学校の取り組み

子どもたちに早寝、早起きなど健康的な生活習慣を身に付けさせ、バランスのとれた食生活が実現できるよう、学校、幼稚園・保育所と家庭が連携して食育に取り組みます。

家庭・地域で実践しましょう

【家庭での実践】

子どもに朝食をきちんと食べさせましょう。

家族で食事をする機会を増やし、バランスのとれた食生活を実現しましょう。

(2) 学校給食の充実

【現状と課題】

学校給食では、児童生徒に安全な栄養バランスに配慮した食事を提供するだけでなく、「生きた教材」として地場産品の活用を図り、生産者や生産過程、流通や食文化への理解を深め、それらの生産に従事する人々の努力や「食」への感謝の念を育むことも必要です。

石巻市は、農畜産物、水産物などの多様な食材に恵まれたまちで、学校給食における地場産品（県内）の使用は37.7%となっており、使用している食品は、米をはじめ、野菜、味噌醤油、納豆等大豆製品、牡蠣、鯨、かまぼこ等の海産物や水産加工品など多種にわたっており、今後も積極的な活用が必要とされています。

また、安全で安心な学校給食を提供していくためには、市内6か所にある学校給食センターの適正な施設管理を行うとともに徹底した衛生対策に取り組むことが重要です。

【これからの取り組み】

学校給食への地場産品の活用の推進

教育委員会、小・中学校の取り組み

安全で安心な楽しい学校給食を提供するため、献立の工夫や「食」に関する学習

の展開を図り、地場産品の活用を推進します。

学校給食センターの適正な施設管理と衛生対策の強化

教育委員会の取り組み

施設の現状を把握し、よりよい環境を整えるとともに、一層の衛生管理を図ります。

5 一人一人を大切にしたい特別支援教育の充実

(1) 特別支援教育の充実

【現状と課題】

ノーマライゼーションの理念の下、障害のある児童生徒も地域の小・中学校で共に学ぶ教育が推進されつつあります。しかし、人的・予算的な措置の遅れから、まだ十分な条件整備が図られていない状況にあります。

LD（学習障害）やADHD（注意欠陥多動性障害）等の発達障害のある児童生徒が在籍する通常学級に対しては、その児童生徒の適切なケアを行いつつ、学級に在籍する子どもたちの学習が円滑に行われるようにするため、特別支援教育支援員の配置や特別支援コーディネーター(1)を中心とした支援体制の整備が急がれます。

一方、石巻市独自の取り組みとして、特別支援学級に在籍する中学生が共同作業を通し、協調性や自発性、忍耐力等、社会人として自立できる資質を養うことと職業教育を目的に、特別支援教育共同実習所(2)を開設しています。しかし、現在は旧石巻地域の中学生のみが通所対象となっていることから、全市的な取り組みが求められています。

また、通常学級や特別支援学級、養護学校（特別支援学校）など多様な進路の選択ができるように、就学に関する情報の提供を積極的に行うとともに相談体制の強化を図る必要があります。

【これからの取り組み】

学習支援体制の強化

教育委員会、小・中学校の取り組み

- ・ 特別支援コーディネーターの研修事業の実施、各学校の具体的な取り組みについての情報交換、特別支援教育支援員の拡充などにより学習支援体制の充実を図ります。
- ・ 市内4小学校に併設されている「ことばの教室」(3)の各教室間の連携強化や機能の充実を図ります。
- ・ 「共に学ぶ」教育の意義を広く啓発していくとともに、必要な人的・予算的な措置に努めます。

1 特別支援コーディネーター...各学校で中心になって特別支援教育を進める役割の教員。

2 特別支援教育共同実習所...住吉中学校の敷地内に昭和47年に設置。週2回、午前中に市内の特別支援教育学級の生徒が来所し、コンクリートブロック製作、縫製作業、菜園作業、陶芸作業、情報技術作業等の実習を行っている。

3 ことばに課題のある児童が、通級して指導を受けるために、市内の4校（住吉小、鹿又小、飯一小、中二小）に設置されている教室。

特別支援教育共同実習所の充実

教育委員会の取り組み

特別支援教育共同実習所の市内全域からの通所の受け入れや活動内容の見直しなど、これからのあり方について調査・検討を行い、利便性が高く、充実した教育活動を行える施設づくりに取り組みます。

就学相談の充実

教育委員会、幼稚園・保育所、小・中学校の取り組み

就学相談を今後さらに発展的に継続させ、市報への掲載や幼稚園・保育所、保健師ほか関係機関との連携を通して保護者への周知を進め、義務教育就学前の就学相談・指導の一層の充実を図ります。

(2) 幼児に対する特別な教育的支援の充実

【現状と課題】

義務教育と同様に、幼児教育においてもノーマライゼーションの理念の下、障害のある幼児も同じ教室で一緒に遊び、活動するための条件整備が求められてきています。

特に、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)等の発達障害のある幼児については、集団生活を体験することによって、著しい成長が見られるようになった例が多くあり、その後の小学校生活にも良い影響を与えることがわかっています。

石巻市の幼児教育施設においては、現在、市立保育所で制度的に障害児の受け入れに取り組んでいるところです。しかし、市立幼稚園では、個別ケースにより対応できる場合があるものの、保護者の要望に十分に対応できる状況になっていません。

今後は、保護者の就労の有無にかかわらず、すべての幼児が必要とする教育的な支援を受けることができるようにしていく必要があります。

【これからの取り組み】

幼児教育施設における支援体制の強化

教育委員会、幼稚園・保育所の取り組み

市立幼稚園における障害児の受け入れについて早期の制度化をめざすとともに、保健福祉部と連携し、保育所における障害児保育の拡充や相談機能の充実など、全市的に幼児教育施設における支援体制の確立に取り組みます。

関係機関による連絡体制の整備

教育委員会、幼稚園・保育所、小学校の取り組み

障害のある幼児に対し、小学校入学後も一人一人の発達に応じた適切な支援を行っていくことができるように、幼稚園・保育所、小学校、保健福祉部等の関係機関

による組織的な連絡体制の整備に取り組みます。

家庭・地域で実践しましょう

【家庭での実践】

子どもの発達や就学の悩みは、教育委員会や関係機関への相談の機会を積極的に活用しましょう。

6 幼児教育の質の向上と幼保一体化の推進

(1) 総合的、一体的な幼児教育の推進

【現状と課題】

今日まで、石巻市の幼児教育は、幼稚園・保育所が地域の専門機関として中心的な役割を果たしてきました。しかし、家庭では、子どもに対する過保護・過干渉、育児不安、児童虐待など憂慮すべき事態が依然として発生している状況にあります。一方、子どもの育ちそのものにも変化が現れており、基本的な生活習慣の欠如、コミュニケーション能力の不足、学校生活への不適應等が見受けられます。

その要因として、近年の少子化や核家族化の進行、都市化、情報化等の経済社会の急激な変化や地域における地縁的なつながりの希薄化、大人優先の社会風潮を背景とした地域社会の教育力の低下、家庭の教育力の低下が指摘されています。

このような中、幼稚園・保育所には、これまで以上に幼児教育の専門機関として社会的な要請と期待が寄せられてきており、家庭・地域社会と連携して総合的に幼児教育を推進するとともに、幼稚園・保育所という従来の枠組みを越えた一体的な取組みに発展させて幼児教育の質の向上に取り組んでいく必要があります。

また市立幼稚園は、年々園児数の減少が進み、一部では適切な集団教育や教育活動の確保に支障が生じてきている一方で、市立保育所では待機児童が生じており、その解消を図るためにも、これからの就学前の幼児教育施設のあり方を明らかにする時期に来ています。

【これからの取組み】

幼稚園・保育所の連携協力の強化

教育委員会、幼稚園・保育所の取組み

市立幼稚園・保育所とともに幼児期の教育と子育てを担う中心的な機関と位置づけ、施設・人材等の有効活用を図るとともに相互の連携協力を強化します。

家庭・地域の教育力の向上と子育て支援機能の拡充

教育委員会、幼稚園・保育所の取組み

地域の就学前幼児教育施設として、市立幼稚園・保育所が中心となって家庭や地域社会とともに幼児教育を総合的に推進するとともに、子育て環境の多様化等による「子育ての不安」の解消と保護者のニーズの多様化に対応するため、子育て支援機能の充実を図ります。

教育・保育内容の充実と教員・保育士の資質能力の向上

教育委員会、幼稚園・保育所の取組み

市立幼稚園・保育所が社会の期待に応え、その成果をあげるため、教育内容・方

法を改善し、幼稚園「教育課程」(1)及び保育所「保育の計画」(2)の一層の充実を図るとともに、幼児にとって教育・保育環境の中核である教員・保育士の資質の向上に取り組みます。

幼稚園・保育所・小学校の連携の推進

教育委員会、幼稚園・保育所・小学校の取り組み

幼児期の主体的な遊びを中心とした指導から児童期の学習等の指導への移行を円滑にし、一貫した流れを形成できるよう、幼児の生活の連続性及び発達や学びの連続性を踏まえた市立幼稚園・保育所と小学校の連携を推進します。

幼保一体化の推進

教育委員会の取り組み

幼稚園と保育所に同様の機能を求める保護者の要望など、多様化する保育ニーズへの対応や、市立幼稚園における適切な集団教育や教育活動の確保、市立保育所における待機児童の解消のため、市立の幼稚園と保育所の認定こども園制度(3)の導入を含めた幼保一体化施設への移行を推進します。

幼児教育施設の再編・整理

教育委員会の取り組み

市立の幼児教育施設は、認定こども園を含めた幼保一体化施設と単独保育所とする方向で、施設の民営化や廃止の検討を加えて全市的な視点から再編・整理し、就学前幼児教育施設として全体像を明らかにします。

幼児教育を所管する組織機構の見直し

教育委員会の取り組み

これまでの教育委員会と保健福祉部による縦割り行政を見直し、総合的かつ一体的に幼児教育施策を展開できる組織の構築をめざします。

-
- 1 幼稚園「教育課程」...幼稚園における教育の目的や目標を達成するために毎学年の教育時数との関連において、幼稚園教育要領に示された内容を総合的に組織した幼稚園の教育計画。
 - 2 「保育の計画」...保育所に入所している子どもの生活全体を通じて、保育の目標が達成されるように作成する計画。全体的な「保育計画」と具体的な「指導計画」から構成される。
 - 3 認定こども園制度...保護者の就労の有無にかかわらず就学前の子どもの教育・保育を一体的に行うため、従来の幼稚園・保育所の制度を維持しながら、互いにその機能を補完させる新たな枠組み。

幼児教育振興プログラムの策定

教育委員会の取り組み

これらの取り組みを計画的かつ実効性のある幼児教育施策として推進させるため、（仮称）石巻市幼児教育振興プログラムを策定します。

家庭・地域で実践しましょう

【家庭での実践】

子どもと過ごす時間を大切に、家族のきずなを深めましょう。

絵本の読み聞かせをしましょう。

「早寝、早起き、朝ごはん」やあいさつなど基本的な生活習慣を身に付けさせましょう。

辛抱することやきまりを守ること、善悪の区別などを教えましょう。

子育ての不安や悩みを家庭内で抱え込まず、地域の方や幼稚園・保育所、行政機関などに相談しましょう。

【地域での実践】

子育て家庭が地域で孤立しないよう、声かけや見守り、交流を行いましょう。

地域の住民や団体が持つ子育て経験や知識を子育て家庭に生かし、地域全体で子育てを支援しましょう。

(2) 私立幼児教育施設への支援の充実

【現状と課題】

石巻市には、私立幼稚園が10施設、私立保育所が8施設あり、石巻市の全4歳児・5歳児の半数を超える幼児は、これらの施設を利用しています。これらの幼児は、そのほとんどが市立小学校へ入学することから、市立幼稚園や市立保育所と同様に幼児教育を充実させていく必要があります。

【これからの取り組み】

市立幼稚園、保育所及び小学校との連携強化

教育委員会、幼稚園・保育所、小学校の取り組み

幼児教育の一翼を担っている私立幼稚園や私立保育所に対して、独自の建学精神や経営方針を尊重しつつ、市立幼稚園、市立保育所及び小学校との教育指導、保育技術面における連携の強化に向けた支援や仕組みづくりに取り組みます。

助成事業による支援

教育委員会の取り組み

これからの石巻市の幼児教育のあり方を検討していく中で、幼稚園就園奨励費補助事業や私立幼稚園・私立保育所への助成事業のあり方についても検討し、私立幼稚園・私立保育所の活動内容や実情に即した支援に努めます。

1 児童生徒が安全に安心して過ごせる環境づくり

(1) 学校内外における児童生徒の安全の確保

【現状と課題】

文部科学省では、現下における公立学校等施設整備上の最大の課題として、立ち遅れている耐震化の推進を挙げており、とりわけ石巻市では、昭和30年代～昭和50年代に建てられた学校が多数存在しており、その施設・設備の老朽化が著しく、近い将来高い確率で発生すると言われている「宮城県沖地震」への備えが必要となっています。

石巻市の学校施設の耐震診断については、平成19年度中に完了しており、今後は、診断結果に基づいた耐震補強工事の実施を急ぐ必要があります。さらには、学校施設は、地震等の災害時における地域住民の避難所としての役割も果たすことになることから、これに必要となる機能の整備も求められています。

また、近年、不審者が通学途中に出没したり学校施設内に侵入したりする事件が全国的に発生しています。石巻市においても同様の事件が発生しており、その都度、対策を講じてきているところですが、「義務教育に関する調査」の結果を見ると、「犯罪や不審者等による事件」に不安を感じている保護者は、小学校で79.6%、中学校で68.7%に達しています。

これからは、外部から学校への侵入を防ぐ塀やフェンスの整備など施設面での対応や家庭、地域、関係機関・団体等と連携し、校内だけではなく通学時も含めた事件や事故に対する安全管理体制等の整備等の防犯対策に総合的に取り組んでいく必要があります。

【これからの取り組み】

学校施設の耐震化の促進

教育委員会の取り組み

学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす生活の場であると同時に、地域住民の災害時における避難所としての機能を果たしていることから、耐震診断結果を踏まえ、最優先に耐震化を進めます。また、地震による器具・備品等の破損や落下等の事故防止のための安全対策に取り組みます。

施設の防犯対策の強化

教育委員会の取り組み

学校の校地・施設を図面や現場等において点検・評価し、不審者の侵入防止のため

めのフェンス等の設置や進入抑止のための対策を講じます。

学校における安全教育の徹底

小・中学校、高等学校の取り組み

不審者対策として児童生徒の集団登下校の促進や児童生徒一人一人に危険を予測する力や的確に行動できる力の育成に取り組みます。

事件・事故に対する危機管理体制の整備

教育委員会、幼稚園、小・中学校、高等学校の取り組み

学校内や通学路での事件や事故の対策として、教職員と保護者の共通理解のもとに、緊急時を想定し各学校の状況を踏まえた危機管理体制の整備に取り組みます。

学校・家庭・地域の連携の強化

教育委員会、幼稚園、小・中学校、高等学校の取り組み

通学路での安全確認や帰宅後の安全対策など、学校から家庭への指導、家庭から子どもへの指導の徹底を図ります。

また、学校安全ボランティア、家庭、PTA、町内会などと連携し、地域密着型の安全管理体制の整備に取り組みます。

家庭・地域で実践しましょう

【家庭での実践】

通学時や外出時におけるルールを作りましょう。

不審者に遭遇したときや地震等の災害が発生したときの行動の仕方について、子どもと確認しましょう。

近所の危険箇所を把握し、子どもに注意を促しましょう。

地域の一員として、地域の取り組みに積極的に参加しましょう。

【地域での実践】

あいさつや声かけ、見守りなどにより地域の子どもに多くの目が行き届くようにしましょう。

地域の危険箇所や不審者など情報について、地域住民の共有化を図りましょう。

学校や関係機関と連携して子どもたちの安全を確保しましょう。

(2) 防災教育と災害時の体制整備の充実

【現状と課題】

現在、各学校では防災教育計画や災害対応マニュアルを策定しており、これに基づき、防災訓練や避難訓練を実施しています。しかし、計画やマニュアルがあるからといって万全ではなく、突然の災害発生時にも適切に行動することができるようにするためには、より実践的な児童生徒への防災教育や学校における危機管理体制の整備の徹底を図る必要があります。

【これからの取り組み】

学校における防災教育の確立

幼稚園、小・中学校、高等学校の取り組み

児童生徒の発達段階に合わせた計画的な防災教育を進めるとともに、発災型の実践的な訓練を実施し、知識を行動力に結びつける指導に取り組みます。

災害時における危機管理体制の整備

教育委員会、幼稚園、小・中学校、高等学校の取り組み

石巻市地域防災計画との整合性を図り、すべての学校において地域の実情に即した災害対応マニュアルの策定や見直しを行うとともに、関係機関及び地域住民との連携を密にし、災害時において迅速かつ適切な対応ができる体制の整備に取り組みます。

災害時における児童生徒の安全対策

教育委員会、幼稚園、小・中学校、高等学校の取り組み

災害時において、児童生徒が安全安心に学校施設内で避難できるよう対策を講じます。

2 児童生徒が充実した学習ができる良好な環境づくり

(1) 学校施設・設備の整備と学習環境の質的向上

【現状と課題】

「義務教育に関する調査」の結果を見ると、「校舎や教室の広さについて満足している」児童生徒の割合は、小学6年生が65.4%、中学2年生が59.2%、「校舎や教室のきれいさについて満足している」児童生徒の割合は、小学6年生が59.2%、中学2年生が54.6%となっています。また、「コンピュータの使いやすさについて満足している」児童生徒の割合は、小学6年生が65.6%、中学2年生が63.2%、「学校図書館の使いやすさについて満足している児童生徒の割合は、小学6年生が63.6%、中学2年生が49.3%となっています。

これらのことから、児童生徒の学校の施設・設備環境に対する満足度は、決して高いとは言えません。

教育委員会ではこれまで、教育用コンピュータや学校図書館の蔵書、理科備品等の教材の充実配備について、文部科学省の基準の達成をめざし計画的に行ってまいりましたが、今後は、技術の進歩や老朽化に応じた更新を確実に実施し、児童生徒によりよい学習環境を継続的に提供していく必要があります。また、児童生徒がのびのびと学習するための環境も整えていく必要があります。

既存の学校施設においては、身体に障害のある児童生徒を対象としたバリアフリー化された施設が少ないため、必要に応じ、バリアフリー化の整備を行っていく必要があります。

【これからの取り組み】

学校施設の計画的な改築・改修整備

教育委員会の取り組み

学校施設の改築、改修については、児童生徒の安全確保を最優先とし、耐震補強を中心に進めます。また、老朽化による損傷の著しい学校施設については、学校生活に支障を来たさないよう、耐震補強工事に組み込むなどの工夫を図りながら整備を進めます。なお、耐震化整備計画の策定に当たっては、今後の学校の適正配置計画等との整合性を図りながら取り組みます。

快適な学習環境の維持

教育委員会、幼稚園、小・中学校、高等学校の取り組み

学校施設・設備の保守管理を適切に実施し、快適な学習環境をより長く維持できるように努めるとともに、あらゆる学習の機会をとらえ、児童生徒の学び舎を大切にす心が育つような指導を行います。

学習環境の質的向上

教育委員会の取り組み

国際化、高度情報化、技術革新等の社会情勢の変化に対応した設備・教材等を計画的に整備していくための必要な予算の確保に努めるとともに、ゆとりのある学習空間の確保など快適な環境づくりを行い、学習環境の質的向上を図ります。

学校施設のバリアフリー化の促進

教育委員会の取り組み

身体に障害のある児童生徒を対象とした学校施設のバリアフリー化を促進します。

家庭・地域で実践しましょう

【家庭での実践】

ものを大切にすることを子どもに教えましょう。

学校やPTAが行う学校の環境美化活動などに参加しましょう。

(2) 就学支援の充実

【現状と課題】

遠距離通学となる地区の児童生徒の通学安全確保のため、スクールバスの運行や路線バス運賃相当額の補助等を行っていますが、市町合併に伴いその対応に地域差が生じており、早期に是正する必要があります。

また、経済的理由により就学困難と認められている児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、給食費等を就学援助費として助成しています。その受給状況を見ると、近年の経済状況の変化等により対象者の割合が増加傾向にあり、小・中学生を合わせて平成13年度は7.3%の受給率⁽¹⁾であったものが、平成18年度には10.9%となっています。近年の経済状況の変化等により今後も対象者の割合が増加するものと予測される中で、就学困難となる児童生徒を確実に支援していく必要があります。

さらには、高校生、専門学校生、大学生等に対しては、経済的理由等により就学困難な学生に無利子で学資を貸与しており、今後も継続的な実施が必要です。

1 平成13年度当時の旧市町における受給率。

【これからの取り組み】

遠距離通学の安全確保

教育委員会の取り組み

遠距離通学について全市統一的な基準を設定し、遠距離通学となるすべての児童生徒が、公共交通機関の活用やスクールバスの運行等により、安全かつ安心に通学できる環境整備に取り組みます。

就学支援の充実

教育委員会の取り組み

学校や関係機関との連携を強化し、市民に対する就学相談機能の充実やわかりやすい就学援助制度の周知を図るとともに、必要な予算の確保に努めます。また、奨学金貸与事業の十分な貸与枠を確保し、安定的な事業運営を図ります。

3 教員が児童生徒に向き合える十分な時間の確保

(1) 教員が教育活動に専念できる環境づくり

【現状と課題】

学校に対する社会的な要請の多様化に伴い、教員の事務書類の作成や保護者等への対応など、教員の業務が増大する傾向にあります。

「義務教育に関する調査」の結果では、「つねに忙しい」又は「時期によって忙しい」と答えた教員は、小中学校ともに、85%を超えており、多くの教員は多忙感を持ちながら仕事をしている現状にあります。個別的には、「事務関係の書類作成が増えた」と感じている教員の割合は、小学校で70.3%、中学校で73.4%、「教育委員会や校長・教頭からの指示伝達が増えた」と感じている教員の割合は、小学校で63.7%、中学校で64.0%、また、「保護者や地域住民への対応が増えた」と感じている教員の割合は、小学校で67.1%、中学校で69.8%に達しています。

事務書類の作成や保護者等への対応は、教員の業務の一部として重要なものですが、その負担が増すことは、授業や教育活動、児童生徒とのコミュニケーションの時間の確保に大きな影響を及ぼすことになります。

これからは、学校業務の合理化、適正化を図るほか、人的配置の充実や地域の支援により、教員が本来の教育活動に専念し、児童生徒と向き合える十分な時間を確保できる環境をつくる必要があります。

【これからの取り組み】

人的配置の充実

教育委員会の取り組み

教員が児童生徒と向き合う時間を確保するため、教員の配置を増やすよう、国や県に要請します。

教育活動の合理化（再掲）

小・中学校、高等学校の取り組み

多様化する学校の教育活動の合理化を図り、児童生徒主体の活動や地域との連携の視点で、教育課程編成を見直し、教員本来の教育活動に専念できる環境づくりに取り組みます。

新たな教育課題に対応できる学校運営の体制づくり（再掲）

教育委員会、小・中学校、高等学校の取り組み

校長のリーダーシップのもと、教職員一人一人が学校組織の一員として自分の役割を理解し、学校の活性化を図るとともに、学校が一丸となって主体的に新たな教育課題に対して取り組むことができる体制づくりに取り組みます。

学校業務の合理化・適正化の推進（再掲）

教育委員会、小・中学校、高等学校の取り組み

- ・ 学校事務の改善や教職員の業務分掌の見直し、教員用コンピュータの整備促進など学校のICT環境の充実等により、効率的で効果的な学校事務の執行体制の確立を図ります。
- ・ 市立小中学校事務職員会議において、今後の教育関係業務のあり方について検討し、教育委員会と学校の役割分担の明確化や業務の改善等に取り組み、学校業務の合理化と適正化を図ります。

学級編制の弾力化の拡大と教員の配置の拡充（再掲）

教育委員会の取り組み

- ・ 小学1・2年生及び中学1年生を35人以下学級とする宮城県教育委員会における学級編成の弾力化の推進とともに、石巻市独自の取り組みに向けた望ましい少人数学級編制のあり方について研究に取り組みます。
- ・ 少人数指導の拡大、複数担任や小学校専科教員の配置のための教員加配について、石巻市における児童生徒の実態や学校独自の施策等に即した取り組みが行えるよう宮城県教育委員会と積極的に協議していくとともに、石巻市独自の教員加配についても検討します。

（仮称）総合教育センターの設置（再掲）

教育委員会の取り組み

より質の高い教育の実現をめざし、教員の資質の向上のための研修の実施、学校の主体的教育活動や教員の研究活動に対する情報・教材の提供支援など、石巻市の教育の研究・研修機関として中心的な役割と、家庭教育支援、市民の教育相談などの機能を有する（仮称）総合教育センターの設置に向けて取り組みます。

学校問題に対する支援の充実（再掲）

教育委員会の取り組み

学校に対する不当な要求など、学校だけでは解決が困難な問題に的確に対応するため、教育委員会に学校問題解決支援チームを設置し、学校問題に対する支援の充実に努めます。

4 豊かな人間性と高い実践的指導力を持つ教員の育成

(1) 教員の資質の向上

【現状と課題】

学校では、多くの教員の努力や研鑽により、よりよい授業づくりや教育活動の実践が日々行われています。

しかし、先行きが不透明で将来が展望しにくい現代社会において、どのような時代にも対応できる人間を育てるためには、より高い能力を持つ教員を育成していくことが必要です。

その必要性については、教員自身の意識にも現れており、「義務教育に関する調査」の結果を見ると、「授業の工夫が以前より求められている」と感じている教員の割合は、小学校で84.3%、中学校で90.2%、「一人一人に応じた学習指導が以前より求められている」と感じている教員の割合は、小学校で85.4%、中学校で89.3%、「教育委員会や校長・教頭からの指示伝達が増えた」と感じている教員の割合は、小学校で63.7%、中学校で64.0%、また、「生活指導が必要な児童生徒が増えた」と感じている教員の割合は、小学校で77.7%、中学校で78.9%といずれも高い数値を示しています。

教員には、学校教育の専門集団、専門家として、これまで培ってきた誇りと信念を持って学校運営や児童生徒の指導に当たるとともに、新たな教育課題に果敢に挑んでいくことが期待されています。

これからは、教員が研修・研究を含めた教育活動に専念できる環境づくりを進める中で、教員個々人や学校の研究成果、教育情報等を教育財産として共有化して活用するとともに、得意分野を持つ教員を人的資源として活用することができる仕組みづくりのほか、学校の授業力向上、若い教員の育成や教員の学び合いのための校内研究や研修の実施と教員自らが課題を持って研究・研修に取り組むための体制づくりなどにより、豊かな人間性と高い実践的指導力を持つ教員の育成に取り組んでいく必要があります。

【これからの取り組み】

教職員研修の充実

教育委員会の取り組み

- ・ 指導主事の研修会派遣や学校訪問が容易にできる環境づくりに取り組みます。
- ・ 石巻市教科等指導員を任命して、中堅教員層の指導力の向上を図ります。

教育委員会、幼稚園、小・中学校、高等学校の取り組み

- ・ 教職員が自己の経験や資質を踏まえて、自らが課題を持って各種研修会へ参加できるように支援します。
- ・ 教員の経験年数や立場に応じた研修の一層の充実を図ります。

教育実践の普及

教育委員会、幼稚園、小・中学校、高等学校の取り組み

- ・ 教員の力量を高めるための教員相互の集団的・自主的な研究、研修活動の促進を図ります。
- ・ 教員の資質・授業力向上のための、学習指導案(1)、授業映像、教材・教具等をデータ化し、各学校で活用できる環境づくりに取り組みます。

(仮称)総合教育センターの設置(再掲)

教育委員会の取り組み

より質の高い教育の実現をめざし、教員の資質の向上のための研修の実施、学校の主体的教育活動や教員の研究活動に対する情報・教材の提供支援など、石巻市の教育の研究・研修機関として中心的な役割と、家庭教育支援、市民の教育相談などの機能を有する(仮称)総合教育センターの設置に向けて取り組みます。

1 学習指導案...年間の指導計画を基に、単元全体や1単位授業における指導計画を具体的に表したものの。

5 小・中学校の適正規模と適正配置の実現

(1) 地域住民との議論に基づく小・中学校の適正規模と適正配置の実現

【現状と課題】

少子化の進行により、18歳未満の石巻市の子ども数は、昭和60年に49,578人(1)であったのが平成19年には27,441人に激減しており、その減少傾向は、今後も続くと予測されています。

このような中、石巻市の小・中学校数は、平成17年4月の市町合併により67校となりましたが、人口の集中する市街地と周辺部では、学校規模に大きな隔たりが生じており、限りある財源の中で、効率的な学校の施設整備や管理が求められています。

小・中学校の適正規模については、文部科学省は、学校教育法施行規則において12学級以上18学級以下を標準とする基準を示しています。また、宮城県教育委員会では、平成18年に独自の基準を設定しており、小学校は1学年2クラスの12学級以上、中学校は、小規模校が多い現状から国の基準のクリアは難しいと判断し、1学年3クラスの9学級以上としています。

平成19年5月1日現在、石巻市では、県教育委員会の基準を満たす学校は、小学校で12校(全43校中)、中学校では8校(全24校中)となっています。また、全学年単学級(一学年一学級)の学校は、小学校で23校、中学校では8校に達し、複式学級(2)は、小学校7校で18学級に達しており、合併前の旧町を中心に小規模校が多く存在している状況にあります。

小規模校では、児童生徒一人一人に対する直接的な指導が行いやすい、異学年交流が図りやすい、教員と児童生徒の親密な人間関係が構築されるといったメリットがある一方、多様な考えを持った児童生徒との出会いに恵まれにくいことから知的刺激の制限やグループ学習やクラブ活動・部活動の制限など多くの影響が指摘されています。

一方、住宅が密集する地域の小学校2校が文部科学省の基準を超える学級数となっており、集団に対する所属感や連帯感の低下、児童生徒に対する指導の徹底が難しくなる可能性、施設・設備の活用の制約による教育活動への支障等の影響が指摘されています。

なお、学校は地域のシンボルとなっている特別な施設であり、適正配置の検討に当たっては、住民から大切にされていること、地域コミュニティにおける学校の意義、また、地域の避難所としての役割も兼ねていることなどを考慮する必要があります。

このような状況を踏まえ、各学校と地域の実情に応じた望ましい学校規模と適正配置の実現を図る必要があります。

1 昭和60年当時の旧市町における18歳未満の子どもの数の合計。

2 複式学級...例えば「3年生と4年生の学級」のように、複数学年の児童生徒で編制される学級のこと。

【これからの取り組み】

適正規模と適正配置に関する基本方針、基本計画の策定

教育委員会の取り組み

石巻市における均等な教育環境、教育条件を実現し適正な教育効果の確保を図るため、小・中学校の適正な学級数の基準設定、統合・配置計画のあり方や取り組み方などを明示するものとして、「小・中学校の適正規模と適正配置に関する基本方針、基本計画」を市民懇談会の開催等により地域住民や保護者との議論を経て策定します。

なお、旧町単位には少なくとも一つの小・中学校を存続させることを基本とします。

適正な学校配置の実現

教育委員会の取り組み

「小・中学校の適正規模と適正配置に関する基本方針、基本計画」に基づき、学校と地域社会のつながりの確保、児童生徒の通学手段と安全性の確保、学区の見直しなどについて、地域別に住民や保護者との議論を行ったうえで、適正な学校配置の実現をめざします。

なお、複式学級の解消や統合を早期に望む地域については、その意思を尊重して至急の対応を講じます。

また、児童が過度に集積している大規模校については、今後の児童数の推移に注視しつつ、通学区域の見直しや学校施設整備により解決をめざします。

小規模校における教育効果の確保

教育委員会、小・中学校の取り組み

適正な学校配置が実現するまでの当面の間の小規模校における集団による教育効果を確保するため、近隣の学校間において合同授業や合同教育活動等の交流活動事業を計画し、積極的に取り組みます。

1 魅力ある市立高等学校づくり

(1) 魅力ある市立高等学校づくり

【現状と課題】

市立高等学校の平成19年3月卒業者の進路状況は、市女高では進学6割、就職4割、女子商では進学3割、就職7割です。社会に出たときに、社会の中で自分の将来を考えて仲間と協同し、目標をもって学ぶ、自ら考え自ら学ぶ力を育成することを重視した、将来を見据えた教育が求められています。

両校を合わせた進学者については、31%が大学へ進学し、69%が専門学校へ進学しており、基礎・基本を身に付け、上級学校への接続教育の充実に努める必要があります。また、就職者の約9割が県内への就職であり、内5割強が管内（地元）へ就職しています。地域社会の一員として、地域の発展に貢献できる人材の育成に努める必要があります。

市立高校では、学校評議員、保護者、生徒、教職員による学校評価・授業評価アンケート調査を実施し、学校の自己評価の信頼性や客観性を高めるとともに、学校を地域に開かれたものとし保護者や地域の声を学校運営の改善に役立てています。また、学校授業公開、高大連携による出前授業、中学校との授業交流、社会人講師を活用した授業や講習会、生徒がアシスタントを務める市民へのパソコン開放講座等を実施しています。今後も積極的に開かれた学校づくりを進めていく必要があります。

また、自分の職業適性や将来設計について考える良い機会として、主体的な職業選択の能力や職業意識の育成を目的とした、企業や大学等との連携による就業体験や大学体験入学を実施しています。生徒が学習内容や将来の進路選択などに関連した就業体験や大学体験入学を行なうことにより、進路選択に非常に役立っており、高い教育効果が得られています。これからの市立高校では、生徒のニーズに応え、より多様な体験学習の場の確保が求められています。

さらには、情報化の進展に対応した情報活用能力の修得を目標として、文書処理能力検定や情報処理検定等コンピュータを使用しての様々な検定資格の取得を目標とした学習を行なっています。これからの市立高校では、すべての生徒に履修させる普通教科に「情報」が設けられていることから、情報及び情報技術を適切に活用するための知識・技能や情報社会に主体的に対応する態度を身に付けさせることが不可欠になっており、社会の変化に対応した情報教育環境の整備が求められています。

【これからの取り組み】

市立高等学校の活性化

教育委員会、高等学校の取り組み

生徒一人一人の個性や可能性を伸張させるため、地域社会のニーズや学校・生徒の実態に応じ、選択科目の設定などの工夫や施設設備の充実を図り、「入学したい魅力ある高等学校づくり」に取り組みます。

石巻専修大学などとの連携による教育内容の充実

教育委員会、高等学校の取り組み

学校と地域が相互交流を進める中で、地域教育資源の有効活用と、学校の機能を地域へ還元するとともに、これまで以上に地域社会・大学等との連携の強化を図ります。

進路指導の充実

高等学校の取り組み

地域社会・関係機関との連携を図りながら、職場体験、就業体験、ボランティア活動、大学体験入学等を通じ、社会奉仕の精神や職業・進路にかかわる啓発的な体験活動を推進し、生徒に将来に向けての望ましい人間性や社会性、勤労観や職業観を身に付けさせるとともに、主体的に自己の進路を選択する能力等を育てるキャリア教育を推進します。

情報教育の充実

教育委員会、高等学校の取り組み

情報教育の充実を図るために、研修会等による教員の指導力の向上やコンピュータ等のICT機器及び教材ソフトウェアの整備に努め、また、児童、生徒、教員、地域住民の研修の場として、市立高校の情報教育力を活用し、地域の情報教育（指導拠点校）を推進します。

2 市立高等学校の将来像の具現化

(1) 新たな市立高等学校の将来構想の策定

【現状と課題】

平成15年6月旧石巻市において、次のとおり「石巻市立高等学校の再編に向けた取り組みの基本方針」(石巻市立高等学校将来構想)が打ち出されています。

平成22年に2校閉校し、男女共学のもとに新たな1校を設置すること。
学級数及び入学定員は、概ね6クラス、入学定員240人規模とすること。
具体的な整備については、用地、財政負担等短期間での解決が困難な課題が多い状況であり、当分の間は、現校舎・校地を有効活用する形での渡波・日和が丘の1校2キャンパス制による教育活動を続けながら、平成30年度を目標に、現有校地の売却も視野に、新たな校地を求め、新キャンパスの建設をめざすこと。

また、市立高等学校を取り巻く環境は、石巻管内中学卒業生数の減少、県立高校将来構想後期計画(1)等により、次のとおり石巻市立高等学校将来構想を打ち出した時点と比べて大きく変化していることから、再検討せざるを得ない状況にあります。

少子化による管内中学校卒業生の推移については、平成27年度までは穏やかな減少に留まるものの、平成28年度には、平成19年度に比べて358名の減少、平成31年度には469名、平成32年度には521名、平成33年度には685名、平成34年度には641名の大幅な減少が見込まれる。平成33年度の減少は40人学級17クラス分に相当し、1学年5クラスで換算すると、3つの学校分となることから、市立高等学校を含め管内高等学校の存続に影響を与えるものとなること。さらには、平成35年度以降の管内中学校卒業生数が懸念されること。

平成18年度から管内県立3高等学校の男女共学化したことにより、平成20年度以降の市立高等学校への入学状況がどのように推移するのかを見極める必要があること。

2キャンパス制については、学校としての一体感の醸成を図ることが難しく、学校運営上学校内の指導体制・情報の伝達や共有化の不便さ等の問題が考えられること。さらに、生徒側からは生徒会活動、部活動、行事等を行なう上での不便さ、移動の手段と危険性等が生じることが懸念されること。

1 県立高校将来構想...宮城県における県立高校教育の一層の充実をめざし、時代の要請に対応した高校教育改革の方向性及び高校の整備・改編の方針を示したもの(平成13年3月宮城県教育委員会策定。対象期間は平成13年度から平成22年度までの10年間)。

男女共学化に伴う施設改修については、5クラス規模の県立女子高等学校の男女共学化において、多額の改修費を要しており、財政面での問題が生じること。

県立高校将来構想後期再編による「全日制小規模校の再編基準」(1)の要件に該当する学校については、該当することとなる年度の翌年度から、新たな生徒の募集を停止することとなっており、県立飯野川高等学校は平成20年度から該当になります。同様に該当する学校の発生が懸念されること。

平成22年度からの県内1学区制(2)の動向による入学者状況への影響が懸念されること。

【これからの取り組み】

新たな市立高校将来構想の策定

教育委員会の取り組み

市民各界、各層の参加のもとで、「石巻市立高等学校再編に向けた取り組みの基本方針」を生徒数の推移を考慮して再度精査し、県立高校への移管、石巻専修大学附属高校の設置の可能性や廃校なども多面的に検討し、あらためて市立高校の将来構想として策定します。

-
- 1 「全日制小規模校の再編基準」...平成17年度以降、2年間連続して全学年の在籍生徒数が、収容定員の3分の2未満となり、かつ160人未満となった高等学校は、翌年度から新たな生徒の募集を停止することとしたもの。
 - 2 県内1学区制...県立高等学校の全日制普通科の通学区域(学区制)は、現在5地区・14学区の枠組みであるが、平成22年度から学区を撤廃し、宮城県の全地域に所在する高等学校に通学することができるようにすること。